

渋谷区業務継続計画

平成 30 年 3 月

渋谷区

目次

用語の定義

第1章 基本的事項	1
第1節 業務継続計画策定の背景	1
第2節 業務継続計画とは	2
第3節 業務継続計画の目的と効果	3
1 業務継続計画の目的	3
2 業務継続計画策定の効果	3
第4節 業務継続計画策定に当たっての基本方針	5
第5節 業務継続計画の位置づけ（防災計画等との関係）	6
第6節 閉庁時の職員参集体制について	8
1 参集対象者	8
2 参集場所	8
3 参集体制	8
4 震度情報伝達（自動配信）	9
5 参集の基準となる震度階	9
6 避難所及び医療救護所の開設	9
第7節 業務継続計画の発動及び解除基準	10
1 発動要件	10
2 発動権限者	10
3 発動の流れ	10
4 解除	10
第8節 業務継続計画の適用範囲（業務・組織）	10
第2章 緊急事態の想定	11
第1節 前提条件の基本的な考え方	11
第2節 想定する地震と発生条件	11
1 想定する地震	11
2 発生条件	13
第3節 想定する災害シナリオ	14
第4節 被害等の想定	15
1 人的被害・建物被害	15
2 ライフライン被害	17
3 社会的インフラ被害	18
第5節 区役所等の公共施設（区有）の被害想定	18
第6節 職員の参集に関する予測	27
1 職員参集に関する現状把握	27
2 職員の居住地の分布状況	28
3 参集の予測①—通常の通勤時間と徒歩による参集時間—	29
4 参集の予測②—「部」単位の徒歩による参集時間—	30

第3章 非常時優先業務	32
第1節 非常時優先業務の選定	32
1 対象業務（非常時優先業務とは）	32
2 選定基準（選定の考え方）	32
第2節 非常時優先業務の選定結果	33
<災対統括部>	
統括班	35
庶務・輸送班	37
従事員班	38
区有施設班	39
広報広聴班	40
システム対策班	41
財務班〔予算担当〕	42
財務班〔契約担当〕	43
財務班〔支出・義援金担当〕	44
ボランティア班	45
物資班	46
給水班	47
区議会班	48
<災対被災支援部>	
地域・窓口班〔庶務・地域情報担当〕	49
地域・窓口班〔窓口担当〕	50
被害認定班〔調査担当〕	51
被害認定班〔調整担当〕	52
商工班	54
庶務・避難支援班	55
学校・クラブ救護班	57
<災対福祉部>	
生活再建支援班	58
災害時要援護者救護調整班	60
二次避難所運営班	61
医療・衛生班	63
保健救護班	65
保育園班	67
子ども施設班	69
子ども家庭支援班	70
<災対建設部>	
応急危険度判定班	72
住宅建設班	74
環境対策班	75

道路・土木施設班	76
がれき処理班	77
ごみ処理班	78
震災犠牲者班	79
第3節 非常時優先業務と目標開始時間（時系列の把握）	80
1 発災後1日以内の業務	80
2 発災後1日～3日の業務	80
3 発災後4日～7日の業務	80
4 発災後1週間以降の業務	80
5 優先度の高い通常業務	81
第4節 非常時優先業務の実施に必要な人数と職員参集時間	83
第5節 部門間調整等による業務応援体制の構築	84
第4章 非常時優先業務の実行体制の確立	86
第1節 初動態勢の確立	86
第2節 指揮命令系統の確立	88
第3節 必要な人員態勢の確保	91
第4節 情報収集・伝達体制	92
第5節 職員の安否確認	93
第5章 非常時優先業務の執務環境の確保	94
第1節 必要な資源の確保のための課題及び対応の方向性	94
1 庁舎に関する事	94
2 電力に関する事	95
3 電話に関する事	97
4 通信に関する事	98
5 情報システム・重要な行政データに関する事	100
6 執務環境に関する事	101
7 トイレに関する事	102
8 飲料水・食料等（職員用）に関する事	103
9 車両に関する事	104
第6章 業務継続計画の推進等	106
第1節 業務継続計画の継続的改善のための体制づくり	106
第2節 職員への教育・訓練等	106
1 業務継続計画の理解・浸透	106
2 対応力の向上	106
第3節 点検・検証・見直し	108
第4節 マニュアル等への展開	109
第5節 復旧・復興業務	109

用語の定義

本計画における用語の定義は、特に断りのない限り、以下のとおりとする。

用語	説明
業務継続計画	利用できる資源に制約がある状況下においても適切に業務を執行するため、災害時に優先すべき業務を特定し、必要な資源の準備や対応方針・手段を定めた計画
地域防災計画	区民の生命、身体及び財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係る事務または業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画
通常業務	渋谷区が実施すべき業務のうち、「渋谷区地域防災計画」に規定する災害対策業務以外の業務のこと
優先度の高い通常業務	通常業務のうち、区民の生活に重大な影響を与えるため、被災時においても休止や停止をすることができない優先度の高い業務のこと
応急業務	渋谷区民や区内の被災者に対し、生命、身体及び財産の維持のために行う応急対策業務及び優先度の高い復旧・復興業務のこと
応急対策業務	災害時に渋谷区が実施すべき業務のうち、「渋谷区地域防災計画 震災対策編」の「第3部 震災応急対策計画」及び災害対策班別事務マニュアルに規定する業務のこと
復旧・復興業務	災害時に渋谷区が実施すべき業務のうち、「渋谷区地域防災計画 震災対策編」の「第4部 震災復旧計画」「第5部 震災復興計画」に規定する業務のこと
優先度の高い復旧・復興業務	復旧・復興業務のうち、発災から1ヶ月以内に優先して着手すべき復旧・復興業務のこと
非常時優先業務	大規模な地震等災害発生時にあっても、優先して実施すべき業務のこと。本計画内では「応急業務」と「優先度の高い通常業務」の2つを指す
目標開始時間	非常時優先業務を発災後、いつ頃までに業務を開始・再開する必要があるか、それぞれの業務の開始・再開の目標とする経過時間のこと。ここでの「開始・再開」とは、単に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指す
必要資源	非常時優先業務を執行するために必要なもの 例) 職員、庁舎、執務環境、電力、通信（電話、防災行政無線、インターネット等）、情報システム（重要行政データを含む）、水・食料等、トイレ、消耗品 等
災害対策班別事務マニュアル	災害発生時の初動体制を確立するために行わなければならない行動について、初動要員が迅速かつ的確に行動できるよう、災害対策班ごとに取りまとめたもの
部門間調整	非常時優先業務の実施に当たって、人員が不足する場合に、人員に余裕のある班より人的応援の調整を行うこと

第1章 基本的事項

第1節 業務継続計画策定の背景

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、これまで経験したことのない大きな被害をもたらした。また、平成28年4月14日及び16日に発生した熊本地震では複数回の強い揺れにより、行政機関の庁舎が使用できない事例がみられた。これらの地震では、自治体等行政機関自身も大きな被害を受け、行政機能の停止あるいは低下が、被災後の住民生活の維持や復旧・復興の推進等に大きな影響をもたらした。

南関東においては、マグニチュード7級の首都直下地震の切迫性が懸念されており、被害の低減に向けた平素からの備えが重要とされている。

東日本大震災の教訓を受け、中央防災会議では、「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、地震モデルの見直しと首都直下地震対策の検討を行い、平成25年12月に「首都直下地震の被害想定と対策について」を取りまとめた。このような中で、平成25年12月に「首都直下地震対策特別措置法」が施行され、首都中枢機能の維持等の首都直下地震に関する施策の基本的な事項を定め、円滑かつ迅速な首都直下地震対策を図ることを目的とした「首都直下地震緊急対策推進基本計画」が策定された。

渋谷区においても首都直下地震に対する備えを進めており、「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月 東京都防災会議）」及び「震災対策基礎調査（平成24年度 渋谷区）」に基づき、災害対策の基本方針を定めた「渋谷区地域防災計画」を平成25年に修正した。

渋谷区は、約22万人の人々の生活の場であるとともに、巨大ターミナル駅及び繁華街を抱えており、大規模地震時には区内全域で甚大な被害の発生が予想される。また、区職員の死傷、交通機関の麻痺等により、区役所への参集困難も予想される。

しかし、区民の生命、財産、経済活動等を守ることは区政の最大の責務である。すなわち、災害発生時であっても渋谷区役所の機能低下を最小限にとどめ、地域防災計画に定められた応急対策業務とともに、区民生活に最低限必要な行政サービスを停止することなく継続あるいは早期再開しなければならないため、業務継続計画を策定する必要がある。

第2節 業務継続計画とは

首都直下地震が発生した場合には、渋谷区にも重大な被害が発生すると考えられるが、区民の生命、身体、財産を守ることは区の責務であり、応急・復旧活動はもとより、区民生活に必要な不可欠な行政サービスはできるだけ早期に再開しなければならない。

業務継続計画は、このように利用できる資源に制約がある状況下においても適切に業務を執行するため、非常時優先業務をあらかじめ特定し、必要な資源の準備や対応方針・手段を定めるものである。

(参考1) 業務継続計画と事業継続計画（BCP）

内閣府は、「中央省庁業務継続ガイドライン」（平成19年6月）において、緊急時の重要業務の継続を目的とした計画のうち、官公庁を対象とした計画の呼称を「業務継続計画」に統一した。

また、内閣府は、民間企業・諸団体における同目的の計画を「事業継続計画」または「BCP」（Business Continuity Plan）と呼び、官公庁における計画とは表記を区別することとした。

このため、本計画では、「業務継続計画」の呼称を使用している。

なお、行政機関の中には、民間企業と同様に「事業継続計画」または「BCP」の呼称を使用する例もあるが、その意味は「業務継続計画」と同じである。

第3節 業務継続計画の目的と効果

1 業務継続計画の目的

渋谷区が基礎自治体としての責務を果たすために必要不可欠な非常時優先業務をあらかじめ抽出し、地震等により区の行政機能が低下した場合であっても、その業務を継続または早期に再開させ、平常区政への復帰を図ることを目的として、「渋谷区業務継続計画」を策定する。

2 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定することにより、非常時優先業務を適切・迅速に実施することが可能となる。

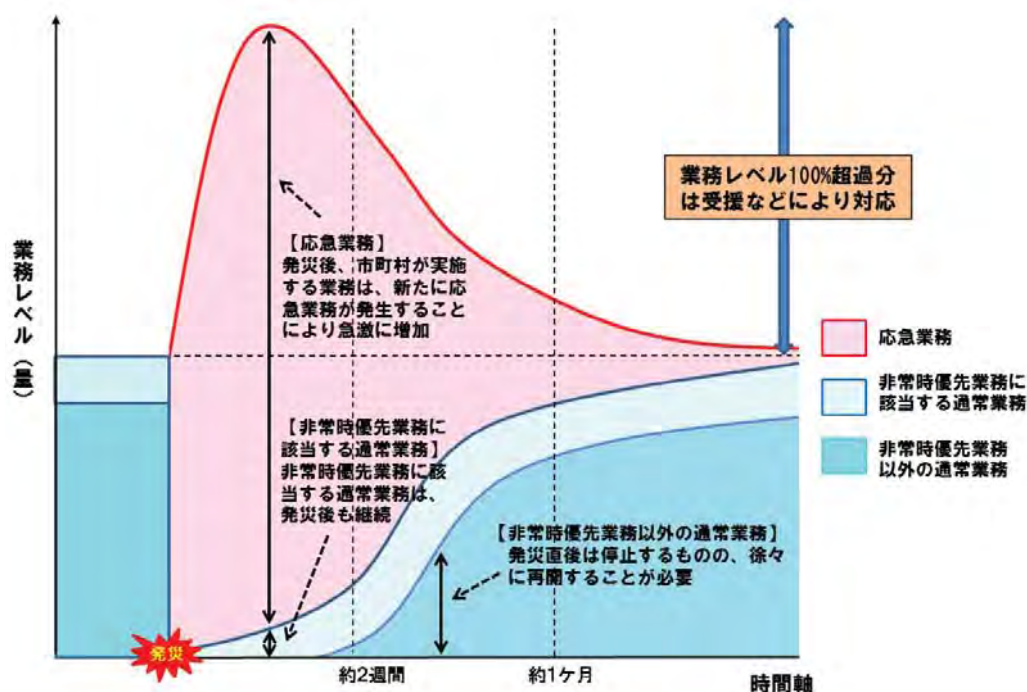


図-1.1 発災後に地方公共団体が実施する業務の推移

※時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

（出典）大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府）

具体的には、地域防災計画では明記されていなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱した状況下でも行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅等の安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

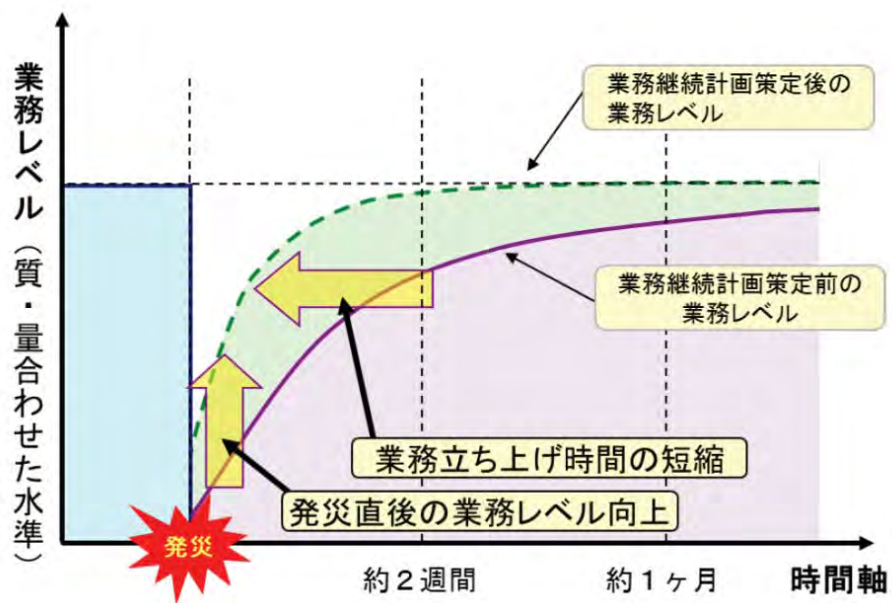


図-1.2 業務継続計画の策定に伴う効果（模式図）

（出典）大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府）

第4節 業務継続計画策定に当たっての基本方針

方針1 「渋谷区地域防災計画」を補完する職員の実行計画とする

方針2 渋谷区に最も甚大な被害をもたらす地震を想定する

震度6強程度の首都直下地震が勤務時間外に発生し、ライフラインが被害を受けた状況での対応態勢を構築する。勤務時間内の発災も本計画に準じる。

方針3 発災直後から1ヶ月以内に着手すべき非常時優先業務を時系列で選定する

区民や区内被災者の生命、身体及び財産の維持のために行う応急業務と被災時においても休止・停止することができない優先度の高い通常業務を非常時優先業務として選定し、発災直後から1ヶ月を対象とした計画とする。

震災非常配備態勢から震災配備態勢に徐々に移行していくことを前提とし、1ヶ月以降に着手する業務は各部局で順次対応する。

方針4 選定した業務に迅速に対応できるよう、災害対策本部の体制を見直す

重要性の高い非常時優先業務をもつ災害対策班の一部機能を災害対策本部内に配置し、業務の迅速性を確保する。

また、職員の参集状況及び非常時優先業務の目標開始時間から、早期対策が特に必要な非常時優先業務においては部門を超えた人員調整を行い、職員の配備体制を見直す。

方針5 協定団体及び指定管理者等との連携体制の強化を図る

各部局と協定団体との連絡体制等を整備する。また、区有施設の指定管理者等が、職員に準じて災害対応を行うよう、連携体制の強化を図る。

方針6 各部局が主体的に行動できるマニュアルを整備する

災害応急対策の具体的な実施手順を各部局でマニュアル化する。

方針7 各部局は訓練によるマニュアルの継続的改善と職員の役割周知を図る

継続的な訓練及びマニュアルの改善により、実践力を向上させる。

職員個々は、自らの役割に基づき、災害時に主体的に行動する態勢を構築する。

第5節 業務継続計画の位置づけ（防災計画等との関係）

地域防災計画は、区及び防災関係機関による災害対策の総合的かつ基本的な計画であり、これに対して業務継続計画は、災害時に区の業務継続を確保するための計画である（図-1.3）。

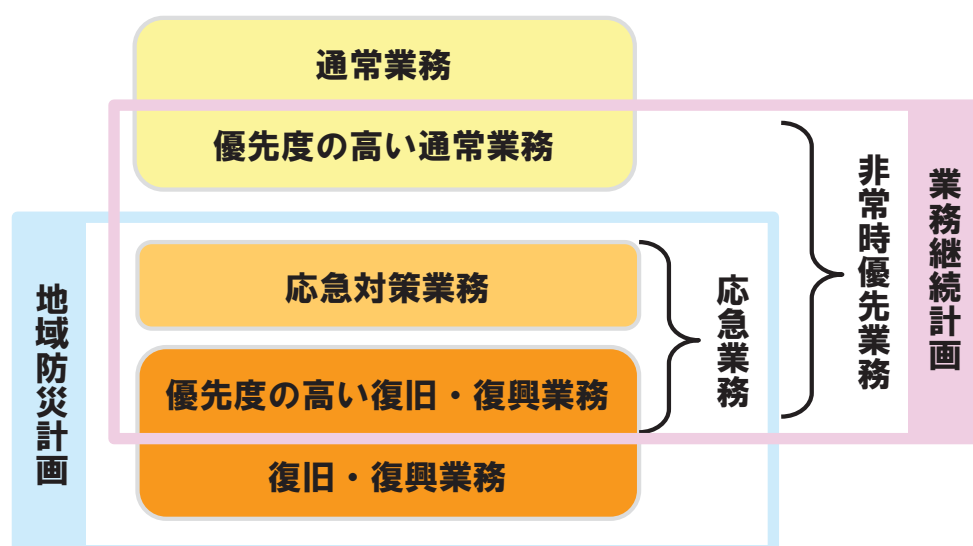


図-1.3 地域防災計画と業務継続計画との関係

本計画は、「渋谷区地域防災計画」及び各種マニュアル等との整合を図ることとする。

区では、業務継続計画の策定に当たって、新たに「渋谷区災害時職員行動マニュアル」及び「渋谷区災害受援計画」の策定を予定している。マニュアル及び計画は、「渋谷区地域防災計画」の応急業務及び優先度の高い通常業務の実効性を高めるうえでの計画の一部として構成することとし、本計画を具体化するものとしての位置づけを併せ持つこととする。

表-1.1 地域防災計画に準拠して作成したマニュアルと業務継続計画との関係

	地域防災計画に準拠して作成した 職員行動マニュアル	業務継続計画
作成主体等	地域防災計画は渋谷区防災会議 マニュアルは渋谷区独自	渋谷区
計画の趣旨	地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、災害時または事前に実施すべき災害対策の内容、役割分担等を規定した計画であり、マニュアルはその実施手順等を記すのみ	必要資源に制約がある状況下においても、目標開始時間までに非常時優先業務を遂行できるようにするための計画
行政の被災	必ずしも想定する必要はない	行政の被災も想定する
対象業務	災害対策業務全般（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とするが、マニュアルは作り方によるが、応急対策業務のみが対象となることが多い	非常時優先業務（応急業務、優先度の高い通常業務）を対象
目標開始時間	必ずしも定める必要はない	非常時優先業務ごとに定める必要がある
業務に従事する職員の水・食料等の確保	必ずしも定める必要はない	非常時優先業務の実施に当たり必要となる資源の検討が必要である

※内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を参考に作成

第6節 閉庁時の職員参集体制について

1 参集対象者

- (1) 職員（再任用職員、再雇用職員を含む。）
- (2) 学校教職員

2 参集場所

渋谷区防災センター	施設参集	所管課参集
区長・副区長・教育長 ・危機管理対策監 危機管理対策部長 防災課長 帰宅困難者対策担当課長 防災課職員 防災住宅職員 災対統括部広報広聴班職員	学校教職員（学校参集） 避難所となる施設の職員（当該施設） 出張所職員（出張所） 出先職員（各災対班が指定する施設） 避難所参集職員 （指定された避難所：震度5弱以上） 医療救護所参集職員 （指定された医療救護所：震度5強以上）	※左記以外の者 仮庁舎

・外郭団体が管理する施設において、施設の管理者は施設参集とする。

3 参集体制

- (1) 渋谷区の震度階を基準とした参集体制

区内最大震度 (気象庁発表) 及び体制	参集者	対応者	業務等
震度3 情報収集体制	状況に応じて 危機管理対策監、危機管理対策部長、防災課長、帰宅困難者対策担当課長、防災課職員	防災宿直員 (防災センター) 夜間警備員	・防災関係機関からの情報連絡集約
震度4 安全確認体制	状況に応じて 危機管理対策監、危機管理対策部長、防災課長、帰宅困難者対策担当課長、防災課職員、防災住宅職員(待機指定職員)	防災宿直員 (防災センター) 夜間警備員	・防災関係機関からの情報連絡集約 ・施設安全確認 ・区民への伝達
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px;"> <p>防災課で区内の火災や倒壊、事故等の被害について情報収集を行い、 参集対象者には参集の要否を防災課からメール等により連絡する。</p> <p>参集対象者 区長、副区長、教育長、管理職 小・中学校長、副校長 危機管理対策部安全対策課職員、防災住宅職員（待機指定職員以外） 各部指定職員、学校指定教職員 ※外郭団体代表者については所管部署からの連絡による</p> </div>			
震度5弱以上 緊急初動体制	全職員 全学校教職員 全外郭団体職員 全施設業務等委託職員	防災宿直員 (防災センター) 夜間警備員	災害対策本部設置

- (2) 都内及び近隣県での地震の発生により、都内の交通機関の運行が停止される等、渋谷区において緊急対応が必要な場合は、上記「震度4」の場合と同様の体制を執

る。

4 震度情報伝達（自動配信）

- (1) 気象庁発表の渋谷区震度(震度3以上)をメール配信システムで自動配信する。
自動配信先：特別職、管理職、防災課職員等の防災課で登録した者
- (2) 東京消防庁設置の本町一丁目の震度計の震度については、判明次第、連絡する。
※2つの震度計の震度のうち、大きい方の数値が渋谷区の震度としてメディア等により発表される。

5 参集の基準となる震度階

- ・職員等の参集基準となる震度階については、気象庁発表の渋谷区内の最大震度とする。

6 避難所及び医療救護所の開設

- (1) 避難所の開設
 - ・震度5強以上の時は、避難所を開設
 - ・震度5弱の時は、自主防災組織・学校教職員・指定参集職員の3者で開設の可否を協議
- (2) 医療救護所の開設
 - ・震度5強以上の時は、医療救護所を開設
 - ※医療救護所参集職員は、震度5強以上は指定の医療救護所、震度5弱の時は各炎対班の指定する場所に参集

第7節 業務継続計画の発動及び解除基準

1 発動要件

以下のいずれかの場合に、本業務継続計画を発動する。

- (1) 区内で震度6弱以上の揺れを伴う地震が発生した場合
(「渋谷区地域防災計画」に定める全員参集は震度5弱以上)
- (2) その他、区長が必要と認めた場合

2 発動権限者

区災害対策本部長（区長）（以下「区本部長」という。）とする。なお、区本部長に事故があるとき、または区本部長が欠けたときは、渋谷区震災対策総合条例の規定による代理者である、(1)副区長、(2)教育長、(3)危機管理対策監を発動権限者とする（数字は代理順）。

3 発動の流れ

- (1) 災害対策副本部長及び各部の部長は、本部長室会議において、区域及び区役所機能の被害状況等を区本部長に報告する。
- (2) 区本部長は、区副本部長、各部の部長からの報告に基づき、速やかに発動の是非について決定する。
- (3) 発動を決定した場合、危機管理対策部防災課は、直ちにその旨を各部の部長に通知する。
- (4) 各部の部長は、区内の被災状況に応じて初動体制を速やかに確保する。

4 解除

区本部長は、本区におけるすべての通常業務の再開をもって業務継続計画の解除を宣言する。ただし、各部部長は、解除の宣言前であっても、非常時優先業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとする。

第8節 業務継続計画の適用範囲（業務・組織）

本計画は、区の業務継続について定めるものであり、適用範囲は区の業務とする。そのため、区の業務や情報システムの管理等を区が委託している事業者等に対しても業務継続の検討を進める必要がある。今後、これら事業者等に対し、委託や契約の内容に応じ、災害時の対応や日頃からの備えについて等、担当課にて調整を行うものとする。

また、区の業務継続に必要不可欠な協定先についても、災害の発生時に確実に協力が得られるよう、担当課にて要請を行うものとする。

第2章 緊急事態の想定

第1節 前提条件の基本的な考え方

災害時に優先すべき業務（非常時優先業務）を選定し、それぞれの目標開始時間を設定するためには、業務を実施する上での制約を特定する必要がある。

このため、次節以降において、地震の規模や発災条件、区の被害状況やライフライン等の復旧見込み、想定される執務環境、想定される職員態勢等を前提条件として示す。

なお、この前提条件は、「渋谷区地域防災計画（平成25年修正）」との整合を図るとともに、「東京都業務継続計画」、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等、過去の地震被害の状況等を踏まえて作成したものである。

第2節 想定する地震と発生条件

1 想定する地震

大規模な地震の発生により、区域及び区役所機能に甚大な被害が生じた場合とする。

本計画において想定する地震は、「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都防災会議、平成24年4月18日公表）において想定地震として選定されている「東京湾北部地震（M7.3）」とする。なお、渋谷区が実施した「震災対策基礎調査」（平成25年3月）においても東京湾北部地震を想定している。

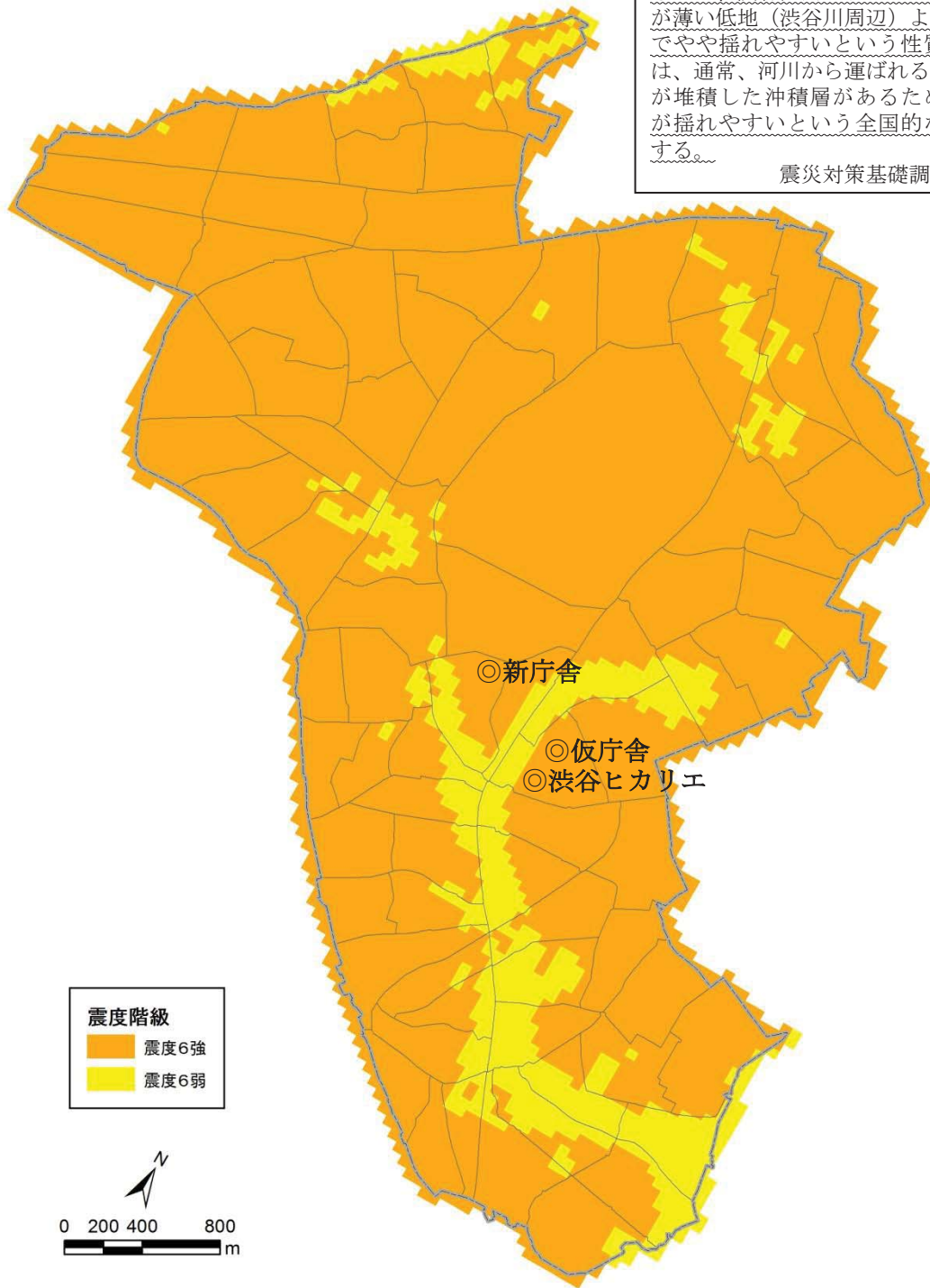
東京湾北部地震が発生すると、区内の大部分（約88%）で震度6強の揺れが想定されている。

表-2.1 前提条件

項目	前提条件
想定する地震	東京湾北部地震（首都直下地震）
震源地	東京湾北部
震源の深さ	地下約20～35km
規模	マグニチュード7.3
発生時刻	冬・夕方18時
自然条件	風速8m/秒

なお、地震以外に風水害や事故災害等その他の緊急事態に備えた区の業務継続を考える場合において、本計画が準用可能または参考となる場合は、本計画を準用するものとする。

震度階級



渋谷区内は、“土丹”と呼ばれる泥岩と締まった砂層から構成される良好な地盤の上に、砂や粘土の層をわずかに挟みながら関東ローム層が堆積する構成となっている。土丹は堅固であるが、関東ローム層はやわらかい。
 関東ローム層は台地ほど厚く堆積しているため、渋谷区内においてはやわらかい地盤が薄い低地（渋谷川周辺）よりも台地のほうでやや揺れやすいという性質がある。これは、通常、河川から運ばれるやわらかい土砂が堆積した沖積層があるために低地のほうが揺れやすいという全国的な傾向とは逆行する。

震災対策基礎調査 報告書より

図-2.1 震度分布（東京湾北部を震源とする地震）

（出典）震災対策基礎調査業務報告書（平成24年度）

（出典）政府統計の総合窓口(e-Stat) (<http://www.e-stat.go.jp/>)

2 発生条件

本計画における地震の発生時刻及び自然条件は、「休日の冬・夕 18 時、風速 8 m/秒」とする。「首都直下地震等による東京の被害想定」では「冬・朝 5 時、冬・昼 12 時」のケースも想定しているが、本計画では、職員の確保がより困難と想定され、被害が大きくなる「休日の冬・夕 18 時」とする。

表-2.2 想定するシーン

シーン設定	想定される被害の特徴
(1) 冬、朝 5 時	<ul style="list-style-type: none">・兵庫県南部地震と同じ発生時間帯である・多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い・オフィスや繁華街の屋内外滞留者、鉄道・道路利用者は少ない・職員の確保がより困難と想定される
(2) 冬、昼 12 時	<ul style="list-style-type: none">・オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い・住宅内滞留者数は、1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数はシーン(1)と比較して少ない
(3) 冬、夕 18 時	<ul style="list-style-type: none">・火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース・オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留・ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い・鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い

(出典) 首都直下地震等による東京の被害想定 (東京都防災会議、平成 24 年 4 月)

第4節 被害等の想定

1 人的被害・建物被害

本計画で想定する東京湾北部地震に伴う区全体の被害状況を表-2.3及び表-2.4に示す。

表-2.3 渋谷区全体の被害想定（東京都）

人的被害	死者数	253	
		人	
	原因別	揺れ・液状化による建物被害	147 人
		急傾斜地崩壊による建物被害	2 人
		地震火災	101 人
		ブロック塀	4 人
		屋内収容物(参考)	10 人
		負傷者数	5,006 人
	原因別	揺れ・液状化による建物被害	4,444 人
		急傾斜地崩壊による建物被害	2 人
地震火災		417 人	
落下物・ブロック塀		143 人	
建物被害		全壊棟数	5,765 棟
原因別	揺れによる建物倒壊	2,574 棟	
	液状化による建物倒壊	4 棟	
	地震火災	3,172 棟	
	その他(急傾斜地崩壊等)	15 棟	

ライフライン	電力施設 停電率	27.9%
	通信施設 不通率	11.0%
	ガス施設 供給停止率	20.2% ～100.0%
	上水道施設 断水率	37.8%
	下水道施設 管渠被害率	31.1%
その他	帰宅困難者数	222,342 人
	渋谷駅周辺滞留者	208,358 人
	避難者の発生	65,234 人
	エレベーター閉じ込め数	402 台
	要配慮者死者数	48 人
	震災廃棄物	107万 t

*小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

(出典) 首都直下地震等による東京の被害想定 (東京都防災会議、平成 24 年 4 月)

表-2.4 渋谷区全体の被害想定（渋谷区）

人的被害	死者	155 人	
	原因別	揺れによる倒壊	108 人
		火災	40 人
		ブロック塀、落下物、屋内転倒物	8 人
	重傷者	404 人	
	原因別	揺れによる倒壊	217 人
		火災	135 人
		ブロック塀、落下物、屋内転倒物	51 人
	負傷者	2,354 人	
	原因別	揺れによる倒壊	1,702 人
		火災	483 人
		ブロック塀、落下物、屋内転倒物	169 人
建物被害	揺れや液状化による全壊棟数	1,851 棟	
	種別	木造	1,595 棟
		非木造	256 棟
	揺れや液状化による半壊棟数（棟）	5,820 棟	
	種別	木造	4,875 棟
		非木造	945 棟
	火災による焼失	1,920 棟	

*小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
 （出典）震災対策基礎調査業務報告書（平成 24 年度、渋谷区）

2 ライフライン被害

本計画で想定する東京湾北部地震に伴うライフライン被害及び復旧見込み日数を表-2.5に示す。

表-2.5 区全体のライフライン被害と復旧見込み

項目	渋谷区	東京都	復旧見込み日数(※1)	説明
停電率	27.9%	17.6%	7日程度	停電率は、需要家(※2)数に占める停電軒数の割合。過去の地震被害に基づき、火災延焼や揺れによる電柱被害等から算出している。
低圧ガス供給支障率	20.2% ～ 100.0%	26.8% ～ 74.2%	30～60日程度	供給支障率は、需要家数に占める供給停止軒数の割合。東京ガス供給区域内の低圧ガス導管は、140のブロックに分割されており、被害が大きい地域だけを分離してガスの供給を停止することができる。ここでは、ブロック内の全域で低圧ガスの供給停止を行うケースと二次災害発生の危険性がある場合(火災延焼地域等)に追加で供給停止を実行するケースを想定して供給支障率を算出している。
上水道断水率	37.8%	34.5%	30日以上	断水率は、過去の地震被害に基づき算出している。
下水道管渠被害率	31.1%	23.0%	60日～90日程度	管渠被害率は、管渠総延長に占める管渠の被害延長の割合。過去の地震被害に基づき算出している。
固定電話不通率	11.0%	7.6%	14日程度	不通率は、加入電話の回線数に占める不通回線数の割合。過去の地震被害に基づき、火災延焼や揺れによる電柱被害等から算出している。

※1 復旧見込み日数は、東京都全体における数値

※2 需要家とは、電気、ガス等の供給を受ける者のことをいう

(出典) 首都直下地震による東京の被害想定(東京都防災会議、平成24年4月)

区市町村事業継続計画(地震編)策定ガイドライン(東京都)

3 社会的インフラ被害

本計画で想定する東京湾北部地震に伴う道路・橋梁及び鉄道・バス等の被害状況を表-2.6に示す。

表-2.6 道路・橋梁及び鉄道・バス等の被害状況

	想定被害状況
道路・橋梁	区内の幹線道路や生活道路はほぼ大きな被害なし。細街路では区東部 15～20%、区西部 0～15%の道路でがれき等による閉塞状態が生じる。区内の幹線道路は緊急交通路となるため、緊急交通車両以外の通行は原則禁止となる。
鉄道・バス	発災直後は鉄道・バスの全線が運行停止となり、発災 4 日目以降、代行バス等の代替手段を含め、事業者ごとに区間を限定しながら順次復旧することが想定される。(※3)

(※3)地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（内閣府）、及び阪神・淡路大震災における状況を参考に整理した。

第5節 区役所等の公共施設（区有）の被害想定

渋谷区が所有または入居している公共施設（区有）の立地場所における、想定震度を表-2.7に整理した。

区役所仮庁舎は耐震補強されており、想定される程度の強い揺れに見舞われても、倒壊等の甚大な被害には至らないと考えられる。しかし、ライフラインの機能が停止し、電気・通信、上下水道等が使用できなくなるおそれがある。

災害対策本部が設置される渋谷ヒカリエは、建築基準法上「超高層」という扱いであり、特殊な構造計算をした上で国土交通大臣認定を取っていることから、強い揺れに見舞われても、倒壊等の甚大な被害には至らないと考えられる。しかし、ライフラインの機能が停止し、ビル内のトイレや上水道、エレベーター等が使用できなくなるおそれがある。

また、初台区民施設、本町区民施設は、いずれも現行の耐震基準を満たしていない建築物である（平成 29 年 9 月時点）。地震によって施設に被害が生じ、対象施設内で業務が実施できない可能性があることから、今後補強の実施または代替施設の検討が必要である。

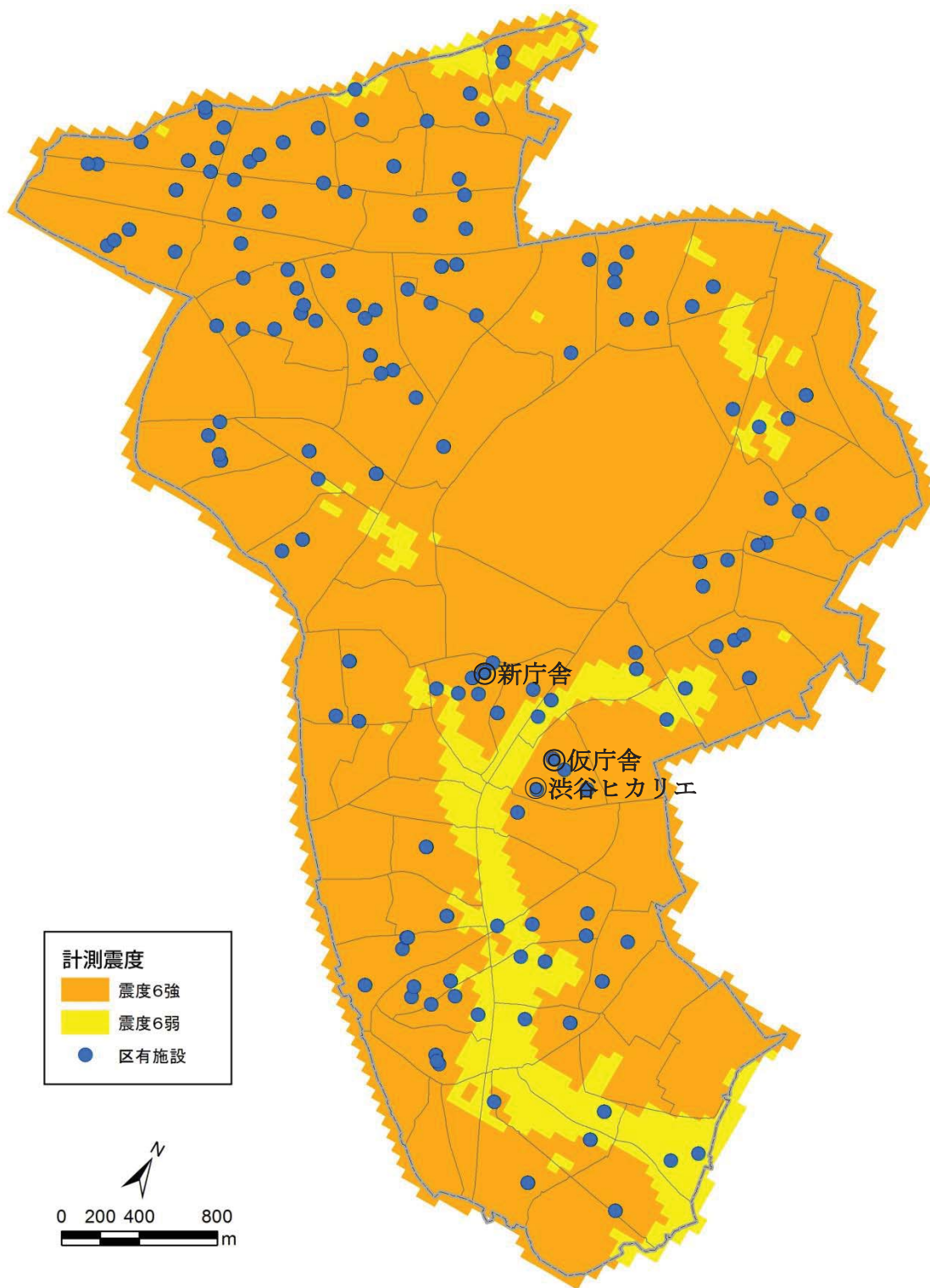


図-2.2 公共施設（区有）の位置と震度分布（東京湾北部を震源とする地震）

（出典）震災対策基礎調査業務報告書（平成24年度、渋谷区）

（出典）政府統計の総合窓口（e-Stat）（<http://www.e-stat.go.jp/>）

表-2.7(1) 公共施設（区有）の被害想定結果

分類	施設	住所	耐震化	東京湾北部地震	
				震度	液状化
庁舎	渋谷区役所新庁舎	宇田川	新耐震	6強	D
	渋谷区役所仮庁舎	渋谷 1-18-21	新耐震	6強	D
	神南分庁舎	宇田川 5-2	補強済	6強	D
	駅前氷川分庁舎 (渋谷ヒカリエ 8階)	渋谷 2-21-1	新耐震	6強	D
	美竹分庁舎 (清掃事務所)	渋谷 1-2-17	新耐震	6強	D
出張所	新橋出張所 (新橋区民複合施設)	恵比寿 1-27-10	新耐震	6弱	B
	恵比寿駅前出張所	恵比寿 4-2-6	新耐震	6弱	B
	区民サービスセンター (駅前氷川分庁舎)	渋谷 2-21-1	新耐震	6強	D
	上原出張所 (上原区民施設)	上原 1-18-6	補強済	6強	D
	西原出張所 (西原区民複合施設)	西原 2-28-9	新耐震	6強	D
	初台出張所 (初台区民施設)	初台 1-33-10	未耐震	6強	D
	本町出張所 (本町区民施設)	本町 4-9-7	一部未耐震	6弱	B
	笹塚出張所 (笹塚区民施設)	笹塚 3-1-9	補強済	6強	B
	千駄ヶ谷出張所 (千駄ヶ谷北参道施設)	千駄ヶ谷 4-25-14	新耐震	6弱	D
	神宮前出張所	神宮前 6-10-14	補強済	6弱	D
土木事務所 ・清掃事務所	神宮前土木事務所	神宮前 6-21-11	新耐震	6弱	B
	幡ヶ谷土木事務所	幡ヶ谷 3-32-4	新耐震	6強	B
	大山資材倉庫	西原 2-53-2	補強不要 新耐震	6強	D
	清掃事務所宇田川分室	宇田川町 11-9	新耐震	6弱	D
小学校・ 中学校	笹塚小学校 A棟	笹塚 2-8-1	補強済	6弱	D
	笹塚小学校 B棟	笹塚 2-8-1	補強済	6弱	D
	笹塚小学校 体育館棟	笹塚 2-8-1	補強済	6弱	D
	笹塚中学校 A棟	笹塚 3-10-1	補強済	6弱	D
	笹塚中学校 B棟	笹塚 3-10-1	補強済	6弱	D
	笹塚中学校 C棟	笹塚 3-10-1	補強済	6弱	D
	笹塚中学校 体育館棟	笹塚 3-10-1	補強不要	6弱	D
	中幡小学校 校舎棟	幡ヶ谷 3-49-1	補強済	6強	B
	中幡小学校 体育館棟	幡ヶ谷 3-49-1	新耐震	6強	B
	富谷小学校 A棟	上原 1-46-4	補強済	6弱	D
	富谷小学校 B棟	上原 1-46-4	補強不要	6弱	D
	富谷小学校 C棟	上原 1-46-4	補強済	6弱	D
	富谷小学校 体育館棟	上原 1-46-4	補強不要	6弱	D
	上原小学校 A棟	上原 3-13-20	補強済	6強	D

【液状化危険度】

- A：液状化危険度が高い
- B：液状化危険度がやや高い
- C：液状化危険度は低い
- D：液状化危険度は極めて低い

表-2.7(2) 公共施設（区有）の被害想定結果

分類	施設	住所	耐震化	東京湾北部地震	
				震度	液状化
小学校・ 中学校	上原小学校 B棟	上原 3-13-20	補強済	6強	D
	上原小学校 体育館棟	上原 3-13-20	補強済	6強	D
	上原中学校 校舎棟	上原 3-41-2	新耐震	6強	B
	上原中学校 体育館棟	上原 3-41-2	新耐震	6強	B
	渋谷本町学園	本町 4-3-1	新耐震	6強	D
	渋谷本町学園 体育館棟	本町 4-3-1	新耐震	6強	D
	渋谷本町学園 第2グラウンド体育館	本町 4-39-1	補強不要	6弱	B
	西原小学校 A棟	西原 2-22-1	補強済	6強	D
	西原小学校 B棟	西原 2-22-1	補強済	6強	D
	西原小学校 体育館棟	西原 2-22-1	補強済	6強	D
	代々木中学校 A棟	西原 1-46-1	補強済	6強	D
	代々木中学校 B棟	西原 1-46-1	補強済	6強	D
	代々木中学校 C棟	西原 1-46-1	補強済	6強	D
	代々木中学校 D棟	西原 1-46-1	補強不要	6強	D
	代々木中学校 体育館棟	西原 1-46-1	補強不要	6強	D
	幡代小学校 A棟	初台 1-32-12	補強不要	6強	D
	幡代小学校 B棟	初台 1-32-12	補強済	6強	D
	幡代小学校 C棟	初台 1-32-12	補強不要	6強	D
	幡代小学校 体育館棟	初台 1-32-12	新耐震	6強	D
	松濤中学校 A棟	松濤 1-20-4	補強済	6強	D
	松濤中学校 B棟	松濤 1-20-4	補強済	6強	D
	松濤中学校 C棟	松濤 1-20-4	補強不要	6強	D
	松濤中学校 体育館棟	松濤 1-20-4	新耐震	6強	D
	代々木山谷小学校 校舎棟	代々木 3-47-1	新耐震	6強	D
	代々木山谷小学校 体育館棟	代々木 3-47-1	新耐震	6強	D
	神南小学校 A棟	宇田川町 5-1	補強済	6強	D
	神南小学校 B棟	宇田川町 5-1	補強済	6強	D
	神南小学校 C棟	宇田川町 5-1	補強済	6強	D
	神南小学校 D棟	宇田川町 5-1	補強済	6強	D
	神南小学校 E棟	宇田川町 5-1	補強済	6強	D
	神南小学校 F棟	宇田川町 5-1	補強済	6強	D
	神南小学校 体育館棟	宇田川町 5-1	補強済	6強	D
	猿楽小学校 A棟	猿楽町 12-35	補強済	6強	D
猿楽小学校 B棟	猿楽町 12-36	補強済	6強	D	

【液状化危険度】

- A：液状化危険度が高い
- B：液状化危険度がやや高い
- C：液状化危険度は低い
- D：液状化危険度は極めて低い

表-2.7(3) 公共施設（区有）の被害想定結果

分類	施設	住所	耐震化	東京湾北部地震	
				震度	液状化
小学校・ 中学校	猿楽小学校 C棟	猿楽町 12-37	補強不要	6強	D
	猿楽小学校 体育館棟	猿楽町 12-38	新耐震	6強	D
	鉢山中学校 A棟	鶯谷町 9-1	補強済	6強	D
	鉢山中学校 B棟	鶯谷町 9-1	補強済	6強	D
	鉢山中学校 体育館棟	鶯谷町 9-1	補強済	6強	D
	原宿外苑中学校 A棟	神宮前 1-24-6	補強済	6強	D
	原宿外苑中学校 B棟	神宮前 1-24-6	補強済	6強	D
	原宿外苑中学校 体育館棟	神宮前 1-24-6	補強済	6強	D
	神宮前小学校 A棟	神宮前 4-20-12	補強済	6弱	D
	神宮前小学校 B棟	神宮前 4-20-12	補強済	6弱	D
	神宮前小学校 体育館棟	神宮前 4-20-12	補強済	6弱	D
	千駄谷小学校 A棟	千駄ヶ谷 2-4-1	補強済	6強	D
	千駄谷小学校 B棟	千駄ヶ谷 2-4-1	補強済	6強	D
	千駄谷小学校 体育館棟	千駄ヶ谷 2-4-1	補強済	6強	D
	鳩森小学校 校舎棟	千駄ヶ谷 5-9-1	補強済	6強	D
	鳩森小学校 体育館棟	千駄ヶ谷 5-9-1	補強済	6強	D
	長谷戸小学校 A棟	恵比寿西 1-23-1	補強済	6強	D
	長谷戸小学校 B棟	恵比寿西 1-23-1	補強済	6強	D
	長谷戸小学校 体育館棟	恵比寿西 1-23-1	補強不要	6強	D
	長谷戸小学校 プール・社教館棟	恵比寿西 1-23-1	補強済	6強	D
	常磐松小学校 校舎棟	東 1-7-10	新耐震	6強	D
	常磐松小学校 体育館棟	東 1-7-10	補強済	6強	D
	広尾小学校 校舎棟	東 3-3-3	補強済	6強	D
	広尾小学校 体育館棟	東 3-3-3	補強済	6強	D
	広尾中学校 A棟	東 4-13-25	補強済	6強	D
	広尾中学校 B棟	東 4-13-25	補強済	6強	D
	広尾中学校 C棟	東 4-13-25	新耐震	6強	D
	広尾中学校 体育館棟	東 4-13-25	補強不要	6強	D
	加計塚小学校 A棟	恵比寿 4-21-10	補強済	6強	D
	加計塚小学校 B棟	恵比寿 4-21-10	補強済	6強	D
	加計塚小学校 体育館棟	恵比寿 4-21-10	新耐震	6強	D
	臨川小学校 A棟	広尾 1-9-17	補強済	6弱	B
	臨川小学校 B棟	広尾 1-9-17	補強済	6弱	B
	臨川小学校 C棟	広尾 1-9-17	補強不要	6弱	B
	臨川小学校 D棟	広尾 1-9-17	補強不要	6弱	B

【液状化危険度】

- A：液状化危険度が高い
- B：液状化危険度がやや高い
- C：液状化危険度は低い
- D：液状化危険度は極めて低い

表-2.7(4) 公共施設（区有）の被害想定結果

分類	施設	住所	耐震化	東京湾北部地震	
				震度	液状化
幼稚園	本町幼稚園	本町 5-19-4	補強済	6 弱	D
	西原小学校 幼稚園棟	西原 2-22-1	補強不要	6 強	D
	山谷かきのみ園	代々木 3-32-13	補強不要	6 強	D
	千駄谷なかよし園	千駄ヶ谷 3-34-9	補強済	6 弱	B
保育園・ 保育所	笹塚保育園	笹塚 3-36-13	補強済	6 弱	D
	笹塚第二保育園（建替え中）	笹塚 1-27-1	補強不要	6 強	D
	幡ヶ谷第三保育園	幡ヶ谷 2-56-6	補強済	6 強	D
	幡ヶ谷保育園	本町 5-35-12	新耐震	6 強	B
	みらい保育室	上原 3-46-5	新耐震	6 強	D
	本町きらきらこども園	本町 3-38-10	新耐震	6 弱	B
	本町第三保育園	本町 1-5-5	補強済	6 強	B
	聖ヨゼフ保育園西原	西原 1-47-2	新耐震	6 強	D
	初台保育園	初台 2-17-22	補強済	6 強	D
	富ヶ谷保育園（旧学童館含む）	富ヶ谷 2-30-8	補強不要	6 強	D
	元代々木保育園	元代々木町 51-19	補強不要	6 強	D
	渋谷もりのこ保育園神南	宇田川町 38-4	新耐震	6 弱	B
	代官山えびすにし保育室	恵比寿西 2-15-12	新耐震	6 強	D
	恵比寿のびのびこども園	恵比寿西 1-19-1	新耐震	6 強	D
	渋谷保育園	神宮前 3-18-33	新耐震	6 弱	B
	神宮前あおぞらこども園	神宮前 5-6-1	新耐震	6 弱	D
	広尾保育園	広尾 5-7-1	補強不要	6 弱	B
太陽の子代々木西参道保育園（平成 30 年 4 月開園予定）	代々木 4-27-6	新耐震	6 強	D	
保健所	恵比寿保健相談所	恵比寿 2-27-18	補強不要	6 強	D
	幡ヶ谷保健相談所	幡ヶ谷 3-39-1	新耐震	6 強	B
高齢者施設	高齢者ケアセンター	神南 1-8-6	補強不要	6 弱	B
	けやきの苑・西原	西原 2-19-1	新耐震	6 強	D
	あやめの苑・代々木	代々木 3-35-1	新耐震	6 強	D
	ケアステーション笹幡	幡ヶ谷 2-21-9	新耐震	6 強	D
	ケアステーション本町	本町 2-9-17	新耐震	6 強	D
	杜の風・上原	上原 2-2-17	新耐震	6 強	D
	グループホーム笹塚	笹塚 2-33-9	新耐震	6 強	B

【液状化危険度】

- A：液状化危険度が高い
- B：液状化危険度がやや高い
- C：液状化危険度は低い
- D：液状化危険度は極めて低い

表-2.7(5) 公共施設（区有）の被害想定結果

分類	施設	住所	耐震化	東京湾北部地震	
				震度	液状化
敬老館	西原敬老館	西原 2-35-12	新耐震	6 強	D
	初台敬老館	初台 1-9-8	補強不要	6 強	D
	笹塚敬老館	笹塚 1-28-12	補強不要	6 強	D
	千駄ヶ谷敬老館	千駄ヶ谷 1-1-7	新耐震	6 弱	B
はつらつセンター	はつらつセンター幡ヶ谷	幡ヶ谷 2-19-14	新耐震	6 強	D
	はつらつセンター富ヶ谷	富ヶ谷 2-27-12	新耐震	6 強	D
	はつらつセンター参宮橋	代々木 4-4-1	新耐震	6 弱	D
ケアコミュニティ施設	総合ケアコミュニティ・せせらぎ	西原 1-40-10	新耐震	6 強	D
	ケアコミュニティ・原宿の丘 A 棟	神宮前 3-12-8	補強済	6 強	D
	ケアコミュニティ・原宿の丘 B 棟	神宮前 3-12-8	未耐震	6 強	D
	ケアコミュニティ・原宿の丘 C 棟	神宮前 3-12-8	補強済	6 強	D
	ケアコミュニティ・原宿の丘 D 棟	神宮前 3-12-8	補強済	6 強	D
	ケアコミュニティ・美竹の丘	渋谷 1-18-9	新耐震	6 強	D
障害者施設	障害者福祉センター はあとびあ原宿	神宮前 3-18-37	新耐震	6 弱	D
	精神障害者地域生活支援 センター さわやかなーむ	代々木 1-20-8	—	6 弱	B
	精神障害者地域活動支援 センター ふれあい	笹塚 3-43-1	—	6 弱	D
	幡ヶ谷授産場	幡ヶ谷 3-53-3	新耐震	6 強	B
区民施設	新橋区民複合施設	恵比寿 1-27-10	新耐震	6 弱	B
	恵比寿区民複合施設	恵比寿西 2-8-1	新耐震	6 弱	B
	氷川区民施設	東 2-20-18	補強済	6 強	D
	大向区民複合施設	松濤 1-26-6	新耐震	6 弱	D
	上原区民施設	上原 1-18-6	補強済	6 強	D
	西原区民複合施設	西原 2-28-9	新耐震	6 強	D
	代々木八幡区民施設	代々木 5-1-15	補強不要	6 弱	D
	幡ヶ谷区民施設	幡ヶ谷 3-4-1	補強不要	6 弱	D
	初台区民施設	初台 1-33-10	未耐震	6 強	D
	本町区民施設	本町 4-9-7	一部未耐震	6 弱	B
	二軒家区民複合施設	本町 3-35-4	新耐震	6 弱	D
	笹塚区民施設	笹塚 3-1-9	補強済	6 強	B
	笹塚駅前区民施設（メルクマール京王笹塚 4 階）	笹塚 1-47-1	新耐震	6 強	D
千駄ヶ谷北参道施設	千駄ヶ谷 4-25-14	新耐震	6 弱	D	

【液状化危険度】

- A：液状化危険度が高い
- B：液状化危険度がやや高い
- C：液状化危険度は低い
- D：液状化危険度は極めて低い

表-2.7(6) 公共施設（区有）の被害想定結果

分類	施設	住所	耐震化	東京湾北部地震	
				震度	液状化
区民施設	代々木区民施設	代々木 3-51-8	補強済	6 強	D
	代々木の区民複合施設 校舎棟	代々木 2-35-1	補強済	6 強	B
	代々木の区民複合施設 体育館棟	代々木 2-35-1	補強済	6 強	B
	駅前氷川分庁舎 (渋谷ヒカリエ 8 階)	渋谷 2-21-1	新耐震	6 強	D
	千駄ヶ谷区民会館	神宮前 1-1-10	未耐震	6 強	D
	神宮前区民施設	神宮前 6-10-14	補強済	6 弱	D
	地域交流センター西原	西原 2-26-7	新耐震	6 強	D
	リフレッシュ氷川	東 1-26-23	新耐震	6 強	D
	勤労福祉会館	神南 1-19-8	補強済	6 強	D
	商工会館・消費者センター	渋谷 1-12-5	補強不要	6 強	D
	文化総合センター大和田	桜丘町 23-21	新耐震	6 強	D
スポーツ 施設	スポーツセンター	西原 1-40-18	新耐震	6 強	D
	代官山スポーツプラザ	代官山町 17-9	新耐震	6 強	D
	ひがし健康プラザ	東 3-14-13	新耐震	6 弱	B
図書館	中央図書館	神宮前 1-4-1	新耐震	6 強	D
	渋谷図書館	東 1-6-6	補強不要	6 弱	D
	富ヶ谷図書館	上原 1-46-4	新耐震	6 弱	D
	本町図書館	本町 1-33-5	新耐震	6 強	D
	笹塚こども図書館	笹塚 3-3-1	補強済	6 強	B
社会教育館	幡ヶ谷社会教育館	幡ヶ谷 2-50-2	未耐震	6 強	D
	恵比寿社会教育館	恵比寿 2-27-18	補強不要	6 強	D
	長谷戸社会教育館	恵比寿西 1-23-4	—	6 強	D
	千駄ヶ谷社会教育館	千駄ヶ谷 1-6-5	新耐震	6 弱	D
	上原社会教育館	上原 3-13-8	新耐震	6 強	D
社会教育 施設	松濤美術館	松濤 2-14-14	補強不要	6 強	D
	白根記念渋谷区郷土博物館・ 文学館	東 4-9-1	新耐震	6 強	D
子育て支援 施設	本町子育て支援センター (本町区民施設)	本町 4-9-7	一部未耐震	6 弱	B
	鳩森子育て支援センター (鳩森小学校内)	千駄ヶ谷 5-9-1	補強済	6 強	D
	代官山子育て支援センター (代官山複合施設)	代官山町 7-9	新耐震	6 強	D
	富谷子育て支援センター (富谷小学校内)	上原 1-46-4	補強済	6 弱	D

【液状化危険度】

- A：液状化危険度が高い
- B：液状化危険度がやや高い
- C：液状化危険度は低い
- D：液状化危険度は極めて低い

表-2.7(7) 公共施設（区有）の被害想定結果

分類	施設	住所	耐震化	東京湾北部地震	
				震度	液状化
子育て支援施設	中幡・笹塚子育て支援センター（笹塚こども図書館）	笹塚 3-3-1	補強済	6 強	B
	広尾子育て支援センター	広尾 5-8-2	補強済	6 弱	B
	こども・親子支援センター（かぞくのアトリエ）	代々木 2-32-5	補強済	6 強	B
	ひがし子育てひろば（ひがし健康プラザ内）	東 3-14-13	新耐震	6 弱	B
	はらじゅく子育てひろば（中央図書館内）	神宮前 1-4-1	新耐震	6 強	D
	にしはら子育てひろば（スポーツセンター内）	西原 1-40-18	新耐震	6 強	D
その他の施設	代官山ティーンズ・クリエイティブ（代官山複合施設）	代官山町 7-9	新耐震	6 強	D
	児童青少年センターフレンズ本町	本町 6-6-2	新耐震	6 強	B
	初台青年館（初台区民施設）	初台 1-33-10	未耐震	6 強	D
防災職員住宅	笹塚防災職員住宅	笹塚 3-36-13	補強済	6 弱	D
	幡代防災職員住宅	初台 2-15-1	新耐震	6 強	D
	千駄ヶ谷防災職員住宅	千駄ヶ谷 2-2-10	新耐震	6 弱	D
	神宮前防災職員住宅	神宮前 3-19-6	新耐震	6 弱	B
住宅	笹塚一丁目住宅	笹塚 1-8-1	新耐震	6 強	B
	笹塚三丁目住宅 1 号棟	笹塚 3-48-1	補強済	6 弱	D
	笹塚三丁目住宅 2 号棟	笹塚 3-48-2	補強済	6 弱	D
	幡ヶ谷原町住宅	幡ヶ谷 1-24-28	新耐震	6 強	D
	西原一丁目住宅	西原 1-22-16	—	6 強	D
	西原二丁目住宅	西原 2-29-18	—	6 強	D
	代々木三丁目住宅	代々木 3-30-1	—	6 強	D
	ライフピア西原	西原 1-40-11	—	6 強	D
	代官山アドレス	代官山町 17-1	新耐震	6 強	D
その他	渋谷区役所前駐車場施設	宇田川町 1-1	新耐震	6 強	D
	大山公園運動場旧事務所	西原 2-53-1	—	6 強	B
	代々木西原公園庭球場	西原 1-47-8	—	6 強	D
	ふれあい植物センター	東 2-25-37	新耐震	6 弱	B
	リサイクルセンター レインボー本町	本町 1-56-2	補強済	6 強	D

【液状化危険度】

- A：液状化危険度が高い
- B：液状化危険度がやや高い
- C：液状化危険度は低い
- D：液状化危険度は極めて低い

第6節 職員の参集に関する予測

1 職員参集に関する現状把握

自宅滞在時に大規模地震が発生した際の参集状況を把握するため、表-2.8 に示した項目の調査を実施した。回答数は1,872人であった（平成28年時点）。

表-2.8 職員参集カードの内容

調査項目	入力内容（選択肢等）
(1) 職員番号	
(2) 氏名	
(3) 所属	所属部／課／係
(4) 役職	部長 担当部長・参事 課長 担当課長・副参事 係長 課務主査 係内主査 係員
(5) 勤務形態	正職員 再任用職員 再雇用職員
(6) 居住地（市区町村）	
(7) 性別・年齢	
(8) 住居の構造	住宅の構造（木造／非木造／わからない） 階層（マンション等の共同住宅は居住階）
(9) 建築時期	昭和55年以前／昭和56年以降
(10) 家族情報	同居家族の有無 未就学児の有無 要介護者の有無
(11) 通勤方法（複数選択可）	通勤方法（電車 バス 自転車 バイク 徒歩 その他） 電車の路線名 バスの路線名
(12) 参集先名称	参集先の施設名
(13) 分類	災害対策本部 所属 所属により指定 避難所 医療救護所
(14) 徒歩による移動距離	自宅から参集先まで、幹線道路等を利用した場合の移動距離

2 職員の居住地の分布状況

職員は、区内及び区西側の練馬区、中野区、杉並区、世田谷区に多く居住している。また、JR及び私鉄各路線沿いの自治体に居住している傾向がみられる。

10km圏内の職員数は703人(37.6%)、20km圏内の職員数は1,321人(70.6%)である。一方、30kmを超える職員数は228人(12.2%)である。

大規模地震時には、大規模河川に架かる橋梁が損傷や点検により使用できない可能性があり、隅田川、荒川、多摩川等を渡る必要がある職員にとって参集への障害となる可能性がある。

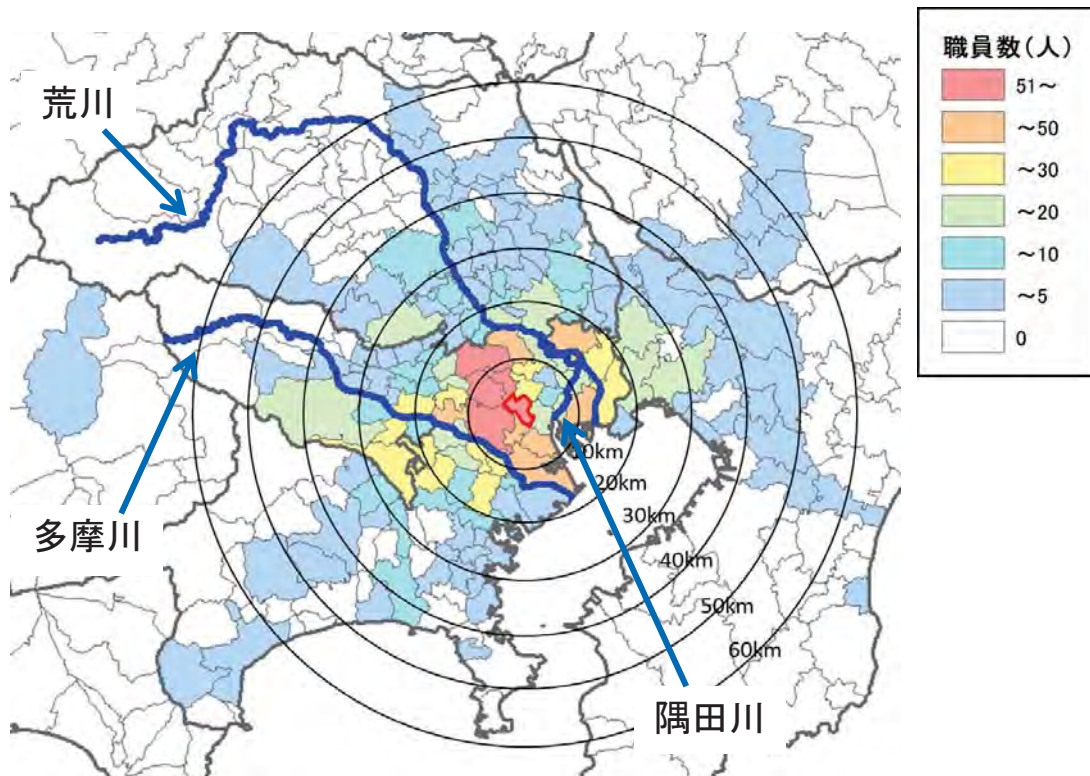


図-2.3 職員の居住地の分布状況

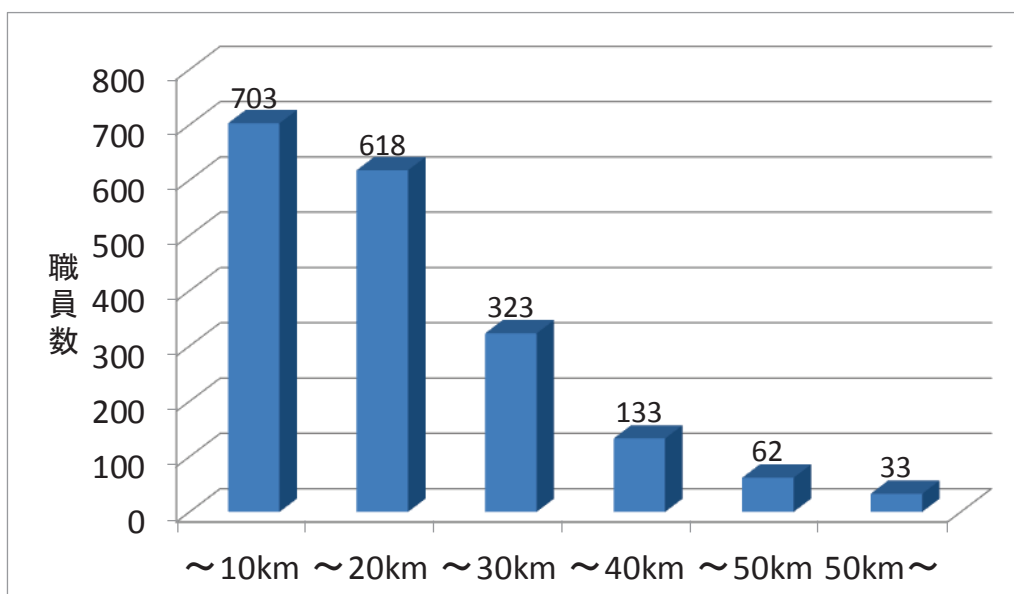


図-2.4 居住地から参集先までの距離別職員数

3 参集の予測(1)ー通常の通勤時間と徒歩による参集時間ー

職員参集カードの項目「(14) 徒歩による移動距離」から、参集時間の推計を行った。徒歩による移動時間の推計には、災害時の歩行速度として平均 2 km/h を設定した。加えて、交通規制が行われる場合や甚大な被害が発生している地域を迂回する等、最適な経路を通行できない可能性を考慮し、移動距離に $\sqrt{2}$ を掛け合わせて、迂回路を通る場合を想定した。また、河川を渡る橋梁が被災等で交通規制が行われるケースを考慮し、1 級水系の多摩川・荒川・隅田川は発災後、数日の間徒歩で通行できないことと仮定して、居住地により参集の遅れを設定した。

以上の条件を踏まえ、災害により公共交通機関が使用できない状態を想定し、自宅からの参集先までの移動をすべて徒歩とした場合に要する時間を職員参集時間とした。

災害時に決められた登庁場所への参集率は 1 時間で 3 %、3 時間で 14%、6 時間で 30%、12 時間で 53%と想定される。また、およそ 30%の職員が参集に 2 日以上要することが想定される。

表-2.9 徒歩による参集時間

時間区分	(14) 徒歩による参集時間		
	参集人数	相対比率	累積比率
1 時間未満	62	3.3%	3.3%
3 時間未満	195	10.4%	13.7%
6 時間未満	297	15.9%	29.6%
12 時間未満	429	22.9%	52.5%
1 日未満	257	13.7%	66.2%
2 日未満	33	1.8%	68.0%
2 日以上	599	32.0%	100.0%

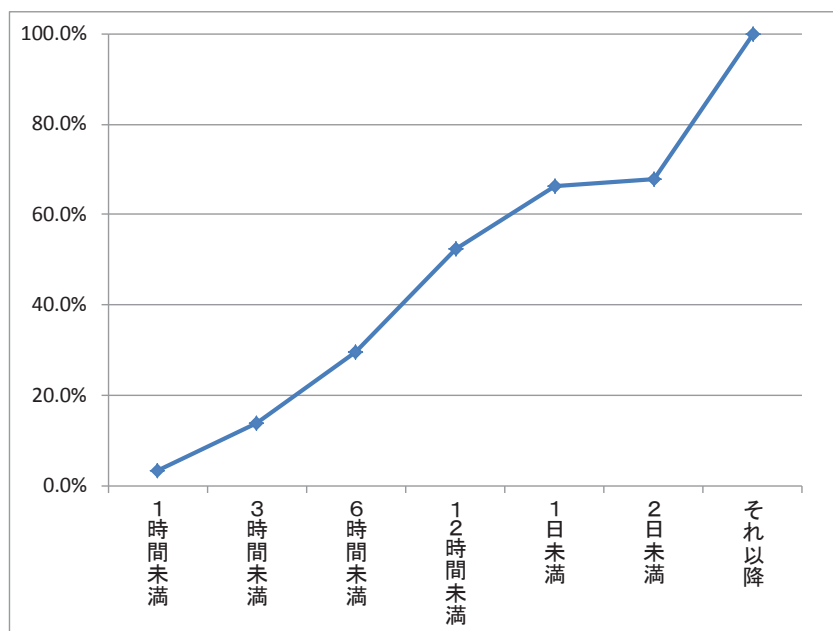


図-2.5 全ルート徒歩による参集時間の分布

4 参集の予測(2)－「部」単位の徒歩による参集時間－

「(14) 徒歩による移動距離」から推計した参集時間を部単位に集計した結果を表-2.10 及び図-2.5 にそれぞれ示す。3 時間未満では経営企画部、土木清掃部の参集率が 1 割に届かず、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局は 1 人も参集できない。6 時間未満では全体では約 30%が参集することになるが、危機管理対策部、子ども家庭部、選挙管理委員会事務局では約 40%～50%の人数が参集するものの、会計管理室、経営企画部、土木清掃部、監査委員事務局の参集率は低く、20%未満である。また、12 時間から 1 日の間に多くの部で参集率が 50%を超えるが、土木清掃部は清掃事務所職員の多くが都外に居住していることから、1 日以上経過しても 50%未満となる。

表-2.10 組織（部）ごとの徒歩による参集時間

上段：人数

下段：累積相対頻度（単位%）

組織（部）	合計	徒歩による参集時間						
		1 時間 未満	3 時間 未満	6 時間 未満	12 時間 未満	1 日 未満	2 日 未満	2 日 以上
会計管理室	14	0	2	0	6	3	0	3
		0.0	14.3	14.3	57.1	78.6	78.6	100.0
経営企画部	64	0	3	8	18	11	1	23
		0.0	4.7	17.2	45.3	62.5	64.1	100.0
総務部	115	0	15	14	25	12	2	47
		0.0	13.0	25.2	47.0	57.4	59.1	100.0
危機管理対策部	21	0	3	6	4	1	1	6
		0.0	14.3	42.9	61.9	66.7	71.4	100.0
区民部	265	5	35	32	73	34	6	80
		1.9	15.1	27.2	54.7	67.5	69.8	100.0
福祉部	185	5	22	32	43	25	4	54
		2.7	14.6	31.9	55.1	68.6	70.8	100.0
子ども家庭部	522	31	54	117	113	64	3	140
		5.9	16.3	38.7	60.3	72.6	73.2	100.0
健康推進部	100	4	9	17	31	7	0	32
		4.0	13.0	30.0	61.0	68.0	68.0	100.0
都市整備部	93	1	11	11	25	10	1	34
		1.1	12.9	24.7	51.6	62.4	63.4	100.0
土木清掃部	243	7	11	23	29	47	12	114
		2.9	7.4	16.9	28.8	48.1	53.1	100.0
教育委員会 （幼・小・中勤務）	125	4	15	20	30	19	1	36
		3.2	15.2	31.2	55.2	70.4	71.2	100.0
教育振興部	55	1	10	7	14	10	0	13
		1.8	20.0	32.7	58.2	76.4	76.4	100.0
生涯学習・スポーツ振興部	40	4	3	4	12	6	2	9
		10.0	17.5	27.5	57.5	72.5	77.5	100.0
選挙管理委員会事務局	9	0	0	5	2	2	0	0
		0.0	0.0	55.6	77.8	100.0	100.0	100.0
監査委員事務局	6	0	0	0	1	2	0	3
		0.0	0.0	0.0	16.7	50.0	50.0	100.0
区議会事務局	15	0	2	1	3	4	0	5
		0.0	13.3	20.0	40.0	66.7	66.7	100.0
総計	1872	62	195	297	429	257	33	599
		3.3	13.7	29.6	52.5	66.2	68.0	100.0

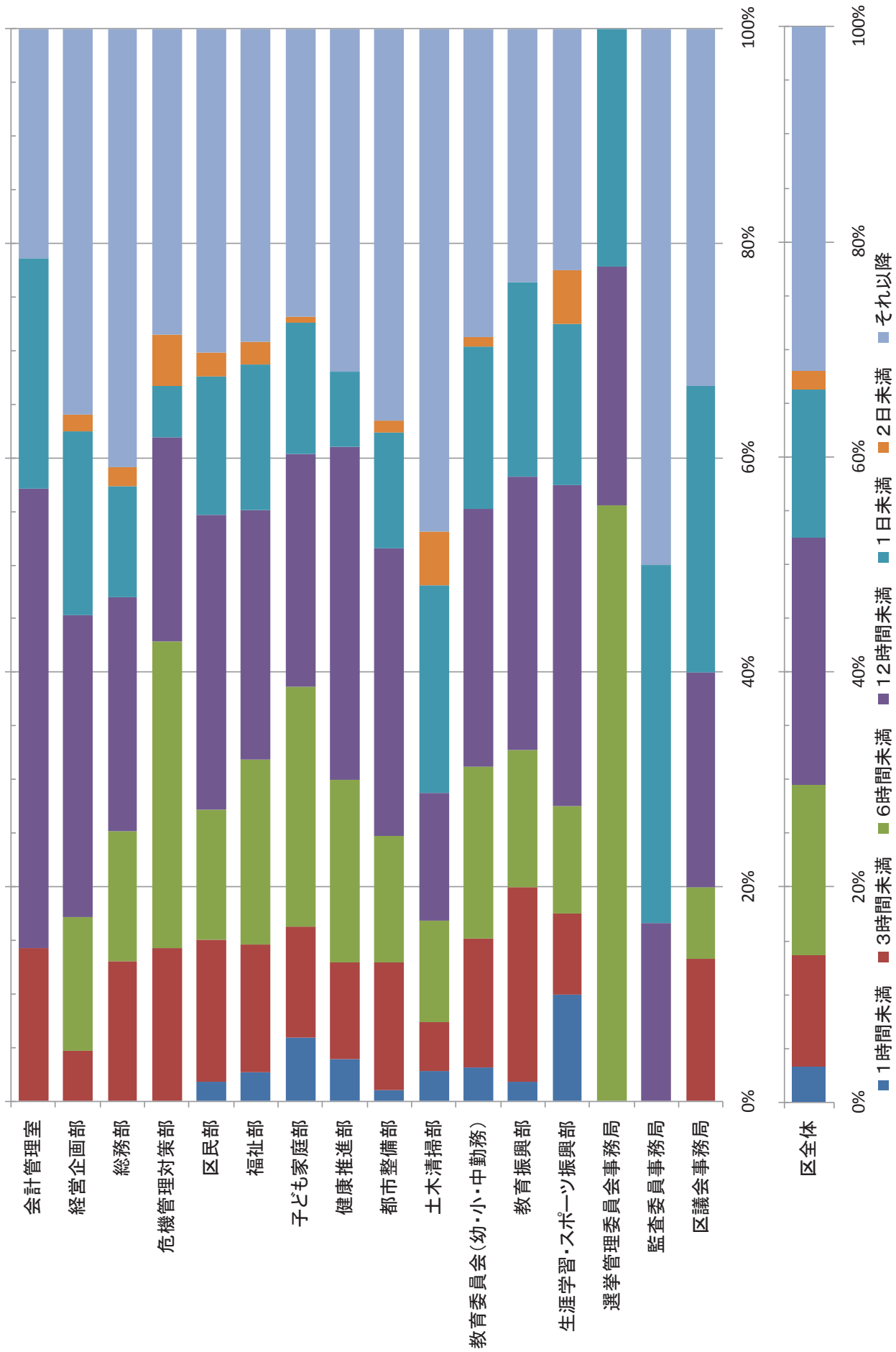


図-2.6 職員の時間別参集率 (部単位)

第3章 非常時優先業務

第1節 非常時優先業務の選定

1 対象業務（非常時優先業務とは）

大規模地震による災害が発生した場合であっても、優先して実施すべき業務のことであり、本計画では、以下の2種類の業務のことをいう。

- (1) 渋谷区民や区内の被災者に対し生命、身体及び財産の維持のために行う応急対策業務や優先度の高い復旧・復興業務（以下「応急業務」という。）
- (2) 通常業務（平常時に実施している業務のこと）のうち、区民の生活に重大な影響を与えるため、被災時においても休止や停止をすることができない優先度の高い業務（以下「優先度の高い通常業務」という。）

2 選定基準（選定の考え方）

非常時優先業務を選定するため、「応急業務」と「優先度の高い通常業務」を抽出し、地震発生からの経過時間を考慮した非常時優先業務の検討を行った。地震発生からの経過時間は、(1)発災後3時間以内、(2)発災後24時間以内、(3)発災後1日～3日、(4)発災後4日～7日、(5)発災後1週間～2週間、(6)発災後2週間以降の6段階とした。

応急業務は、「渋谷区地域防災計画（地震災害対策編）」の項目単位及び災害対策班別事務マニュアルから抽出した。優先度の高い通常業務は、「渋谷区分掌事務概要」から通常業務を整理し、優先度の高い業務に該当する業務を抽出した。

また、「渋谷区地域防災計画」には記載されていない応急業務及び優先度の高い通常業務の目標開始時間を設定するため、庁内各課へのヒアリングを行った。あわせて、該当する業務に従事できる職員等の数を整理した。

第2節 非常時優先業務の選定結果

応急業務及び優先度の高い業務の一覧と目標開始時間を整理した。
業務数は 662 業務である。

【応急業務】

- 「渋谷区地域防災計画」及び「災害対策班別事務マニュアル」に記載されている応急業務
・・・・・・・・456 業務

【優先度の高い通常業務】

- 平常時の業務（通常業務）のうち、継続・早期復旧が必要な業務
・・・・・・・・206 業務

各災対部班別の非常時優先業務を 35 ページ以降に示す。非常時優先業務の実施に当たっては、図-3.1 に示す組織により対応する。

なお、非常時優先業務の選定基準を設定するに当たり、経過時間の設定は表-3.1 の考えにより設定した。

表-3.1 業務開始における経過時間の設定

経過時間	設定の考え方
発災から 3 時間程度	発災直後の人命救助、情報収集や災害応急対策体制の立ち上げを行う。
発災後 3 時間から 24 時間程度	人命救助、情報収集を継続するとともに、災害応急活動を開始するほか、避難所の開設・運営を行う。
発災後 1 日から 3 日程度	人命救助において、72 時間が経過すると生存率が急激に低下するため、優先的に人命救助を行うとともに、避難所の生活環境の確保等を行う。
発災後 4 日から 7 日程度	被災者への救援救助を継続するとともに、被災者に対する生活支援を開始する。また、避難所の生活環境の向上等を行う。
発災後 8 日から 2 週間程度	被災者の生活環境の向上を図るとともに、インフラの復旧に向けた準備等を開始する。 行政機能の回復に向けた取り組みを進める。
発災後 3 週間から 1 ヶ月程度	復旧・復興期に移行し、インフラの復旧を開始するとともに、被災者に対する各種の生活再建支援を行う。また、行政機能を復旧させる。



図-3.1 災害対策本部組織図

部名・班名	災対統括部 統括班
部署名	危機管理対策部防災課(統括担当)、安全対策課(連絡担当)、帰宅困難者対策担当課長

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急初動本部の設置 ・地震に関する基礎情報の収集整理 ・災害対策本部運営資機材の動作確認等 ・情報収集・整理 ・収集した情報の各災対班への提供 ・災害対策本部室・情報収集室の設置 ・災害対策本部の非常配備体制の決定 ・本部設置要員の調整・災害対策本部の体制確立 ・災害対策本部の設置・通知 ・災害対策本部会議の準備・報告 ・本部長室の運営体制の確立 ・本部長室会議で付議・調整する重要事項の検討 ・本部長室会議の開催・運営 ・本部指令事項等を部内職員へ伝達・周知 ・避難勧告・避難指示の発令 ・警戒区域の設定、立入禁止措置 ・避難計画の策定、避難実施体制整備 ・自衛隊へ災害派遣要請の実施 ・自衛隊災害派遣部隊の受入体制の確保 ・自衛隊災害派遣部隊の受入の実施 ・災害救助法の適用 ・被災情報の収集の総括 ・注意情報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ・注意情報の通知の受信及びその旨の周知 ・警戒宣言・地震予知情報等の伝達 ・区民への情報伝達（防災メール、緊急速報メール、ホームページ、防災ポータルサイト、Twitter、Yahoo） ・東京都災害対策本部への報告 ・防災無線の統制活用 ・帰宅困難者対策[→渋谷駅周辺整備課と連携] ・本部室への派遣要請[消防、警察、公共機関] 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署、関係機関との連絡調整 	3	16
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、区民の安否情報の総括 ・東京都総務局（総合防災部）への要請（被災者の移送、物資・資 		13	16

	材・器材の応援、応急措置の実施、応援あつせん)			
--	-------------------------	--	--	--

部名・班名	災対統括部 統括班
部署名	危機管理対策部防災課(統括担当)、安全対策課(連絡担当)、帰宅困難者対策担当課長

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3日	・災害救助法適用事項の周知及び対策の実施(災害救助法実施に当たり各班と連絡調整が必要)	・防犯対策	14	16
～1週間	・区の復旧・復興状況の把握 ・震災復興本部の設置[→関係課との連携] ・震災復興本部の運営[→関係課との連携]		21	17
～2週間	・震災復興計画の策定		21	17
～1ヶ月			21	17

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

<ul style="list-style-type: none"> ・災害時相互応援協定※(鹿児島県鹿児島市、秋田県大館市、東京都羽村市、長野県飯田市、静岡県河津町) ・災害時における城南5区相互応援協定※(城南5区(渋谷・品川・目黒・大田・世田谷)) ・特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定※(23区) ・災害時における帰宅困難者支援に関する協定 (株式会社 関東東急イン(渋谷エクセル東急ホテル)、株式会社 セルリアンタワー東急ホテル、金王八幡宮、株式会社 京王興産(笹塚ボウル)、日本アムウェイ合同会社、渋谷東武ホテル、株式会社 サンルート(ホテルサンルートプラザ新宿)、一般社団法人 日本音楽著作権協会、東京都立青山高等学校、学校法人 文化学園、学校法人 富士見丘学園、社団法人 全日本不動産協会東京都本部渋谷支部、社団法人 東京都宅地建物取引業協会渋谷区支部、東京急行電鉄 株式会社(渋谷ヒカリエ管理組合)、日本基督教団東京山手教会、公益財団法人 新国立劇場運営財団、国連大学本部、興産信用金庫、サッポロ不動産開発株式会社(恵比寿ガーデンプレイス)、株式会社 NTT ドコモ、株式会社 アッシュホールディングス、一般社団法人 家の光協会、株式会社佐藤商会、千駄ヶ谷大通り商店街振興組合、表参道ヒルズ管理組合、渋谷宮下町リアルティ株式会社、学校法人東海大学、光明寺 (その他非公表施設あり)) ・災害時における応急対策に関する協定※ (株式会社 渋谷都市整備公社、株式会社 渋谷サービス公社、公益社団法人 渋谷区勤労者福祉公社、公益社団法人 渋谷区シルバー人材センター、社会福祉法人 渋谷区社会福祉協議会、社会福祉法人 渋谷区社会福祉事業団、公益財団法人 渋谷区美術振興財団) ・災害時における地図製品等の供給等に関する協定(株式会社ゼンリン) ・災害救助犬の出勤に関する協定(一般社団法人ジャパンケネルクラブ)
--

※印の相互応援協定及び応急対策協定については、全体(各班)に共通する

部名・班名	災対統括部 庶務・輸送班
部署名	総務課、男女平等・ダイバーシティ推進担当課長、文書課、副参事（調整担当課長）

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	【庶務関係】 ・本部長室及び本部の庶務 ・来庁者の安全確保（開庁時） 【輸送関係】 ・災害対策本部からの緊急輸送の実施に関する道路情報の把握 ・区有車両の活用可否確認 ・トラック協会との連絡体制及び受援体制確保	・夜間・休日の受付窓口 ・対内、対外及び上級管理者庶務に関すること、各部の連絡調整 ・区議会及び行政委員会との連絡調整	3	7
～24 時間	【輸送関係】 ・区所有車の配車 ・トラック協会への車両調達可能台数の確認 ・車両不足時における東京都財務局への要請・調整 ・調達車両の管理 ・臨時ヘリポートの設置及び確保 ・物資等の搬送[→物資班との連携]		18	19
～3 日		・文書事務 ・公印に関すること ・法規及び区の例規に関すること	20	17
～1 週間	【輸送関係】 ・避難者の区外移送	・男女平等・ダイバーシティセンターの管理・運営	37	18
～2 週間			37	15
～1 ヶ月			37	15

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救援物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定（一般社団法人東京都トラック協会 渋谷支部） ・災害時における軽自動車緊急輸送業務の協力に関する協定（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合） ・災害時における石油類等の優先供給に関する協定（東京都石油商業組合渋谷支部）
--

部名・班名	災対統括部 従事員班
部署名	職員課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> 職員及び職員の家族の安否確認 災害対策従事職員の参集及び配置 		5	8
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> 休憩場所の確保と周知、勤務ローテーションの導入 職員の健康管理 		18	10
～3 日	<ul style="list-style-type: none"> 食料の配布 職員服務原則の策定 他自治体応援職員の受入 		18	12
～1 週間			26	3
～2 週間		<ul style="list-style-type: none"> 職員の諸給与及び旅費に関すること (給与の支給) 	26	4
～1 ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体応援職員に給与を支給する 		26	5

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対統括部 区有施設班〔調査担当〕〔復旧担当〕
部署名	施設整備課、庁舎建設室

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・職員・来庁者の安全確保 ・庁舎の状況の確認 ・諸設備の異常（全体像）の確認 ・諸設備の状況把握 ・庁舎を除く区有施設の点検・復旧 		5	19
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害の防止 		19	15
～3 日			19	14
～1 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の仮復旧 ・庁舎の復旧計画作成 		32	18
～2 週間		<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設及び校外施設の維持管理 ・学校施設及び校外施設に係る教育委員会との調整 ・営繕工事の計画及び調整 	32	5
～1 ヶ月			32	5

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電気設備の復旧業務の協力に関する協定（渋谷区災害電設協力会） ・災害時における水道設備等の復旧業務の協力に関する協定（渋谷区水道工事業協同組合）

部名・班名	災対統括部 広報広聴班
部署名	広報コミュニケーション課、副参事（広報プロモーション推進担当課長）

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	[広報・記録関係] ・ホームページやTwitter等を使用した可能な電子媒体での広報活動 ・報道対応 ・広報・広聴班の設置	・インターネットを活用した情報提供に関する事 ・コミュニティFMを活用した情報提供に関する事 ・マスコミ対応、記者発表に関する事	1	6
～24 時間	[広報・記録関係] ・被害拡大防止に関する広報の実施（災害対策本部と調整） ・各会議で決定した本部指令事項等の記録・保存 ・被災状況の記録		9	10
～3 日	[広報・記録関係] ・大型ビジョンを活用した広報の実施 ・復旧・復興に向けた広報活動の実施（災害対策本部と調整） [広聴相談関係] ・災害相談窓口の設置	・電光掲示板による情報提供に関する事 ・区民相談に関する事	9	17
～1 週間	[広聴相談関係] ・相談員の手配		10	17
～2 週間			10	17
～1 ヶ月			10	17

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における緊急放送に関する協定（株式会社パス・コミュニケーションズ、東京急行電鉄株式会社、株式会社シブヤテレビジョン、株式会社エー・エム・ティ・コミュニケーションズ、株式会社ヒット） ・災害時における放送要請に関する協定（特定非営利活動法人CQ） ・災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社） ・災害時における特別法律相談に関する協定（渋谷法曹会）
--

部名・班名	災対統括部 システム対策班
部署名	システム運用課、ICT 戦略課、システム開発担当課長

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	・ 情報システムの被災状況の確認		1	1
～24 時間	・ 情報システムの復旧 ・ 災害対策本部の電算機器の手配	・ 情報システムの管理運営に関する こと ・ 情報セキュリティに関する こと	12	6
～3 日			12	5
～1 週間			22	5
～2 週間			22	3
～1 ヶ月			22	3

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

・ NEC データセンター

部名・班名	災対統括部 財務班 [予算担当]
部署名	経営企画課、基本構想推進担当課長、財政課、副参事（公共施設総合管理担当課長）、副参事（シェアリングエコノミー推進担当課長）

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間			0	0
～24 時間			9	0
～3 日	・ 財政方針策定、経費処理要領策定		10	3
～1 週間	・ 予算流用・予備費充用 ・ 災害復興組織、配置計画	・ 予算の編成及び執行統制に関する こと	19	11
～2 週間	・ 災害復興計画基本方針案の立案	・ 公共施設等総合管理計画に関する こと ・ 施設の活用に係る施策の具体 化に関すること	19	12
～1 ヶ月	・ 補正予算編成の検討 ・ 復興に係る財政措置、各種交付金の 活用の検討		19	15

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対統括部 財務班 [契約担当]
部署名	経理課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎管理に関する契約業務 ・本庁舎の安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・公有財産の総合調整及び管理に関すること ・本庁舎等の保守管理に関すること ・電話交換業務及び休日・夜間電話対応業務の運営に関すること 	2	3
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策業務の契約業務 		11	3
～3 日		<ul style="list-style-type: none"> ・売買、賃借、請負その他の契約に関すること、随意契約業者（防災協定業者）の登録・管理、随意契約（防災協定業者） 	11	5
～1 週間			20	5
～2 週間		<ul style="list-style-type: none"> ・契約代金の支払に関すること 	20	5
～1 ヶ月			20	5

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対統括部 財務班 [支出・義援金担当]
部署名	会計管理室

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間			2	0
～24 時間			10	0
～3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査・出納事務 ・ 現金・有価証券の出納保管 ・ 指定金融機関との連絡調整 		10	3
～1 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公金の支払いの実施 ・ 義援金品の募集 ・ 義援金品の受入、管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入通知書及び支出命令書の審査に関する事 ・ 支払通知書の発行 ・ 公金振替書の発行及び公金即時払い 	14	9
～2 週間		<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料及び賃金の支払いに関する事 ・ 小切手の振出しに関する事 	14	11
～1 ヶ月			14	11

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対統括部 ボランティア班
部署名	文化振興課、オリンピック・パラリンピック推進課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間		<ul style="list-style-type: none"> ・旧朝倉家住宅に関すること ・公会堂に関すること ・文化総合センター大和田の施設の管理及び関係諸機関との調整に関すること 	1	3
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策業務のボランティア需要の把握 ・ボランティアの受入並びに各部への配属及び調整 ・区施設で情報集約し、防災情報システムを活用した本部へ報告 ・施設管理業務委託先への災害時対応の総括管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市交流に関すること ・国際交流に関すること ・文化事業に関すること 	11	8
～3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・各ボランティア団体間の調整 ・都のボランティア支援 ・災害ボランティアセンターの開設・運営 		13	11
～1 週間			18	11
～2 週間			18	8
～1 ヶ月			18	8

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対統括部 物資班
部署名	監査委員事務局

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	・区内備蓄物品の管理		0	1
～24 時間	・救援物資の要請 ・救援物資の受入及び管理[→庶務・輸 送班と連携] ・民間協力団体との連絡調整 ・物資等の搬送		2	5
～3 日			2	5
～1 週間	・物資調達計画の策定		6	14
～2 週間			6	14
～1 ヶ月		・必ず実施する監査等 (例月出納検査) (決算審査) (基金運用状況審査(定額資 金運用基金が設置されてい る場合)) (健全化判断比率審査) ・要求または請求に基づいて実 施する監査(住民監査請求に 基づく監査)	6	14

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救援物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定書（東京都トラック協会渋谷支部） ・災害時における非常用食料及び日用品等の供給に関する協定書（株式会社東急百貨店本店、株式会社東急百貨店東横店、株式会社西武百貨店、東急ハンズ渋谷店、株式会社丸井渋谷店） ・災害時における食料等の提供協力に関する協定（株式会社中村屋、佐藤食品工業株式会社） ・災害時における米穀供給協力に関する協定書（東京都渋谷区米穀小売商業組合） ・災害時におけるめん類等の供給に関する協定書（東京都麺類協同組合代々木支部、原宿支部及び渋谷支部並びに東京都麺業連合協同組合代々木支部） ・災害時における軽自動車緊急輸送業務の協力に関する協定（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合） ・災害における物資の供給に関する協定（石井食品株式会社）

部名・班名	災対統括部 給水班
部署名	選挙管理委員会事務局

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可能人数	業務必要人数
～3 時間	・飲料水・生活水の確保	・選挙人名簿に関すること (選挙人名簿の登録及び保管) ・在外選挙人名簿システムに関すること (在外選挙人名簿システムデータの保管)	0	4
～24 時間			8	4
～3 日	・応急給水の実施		8	7
～1 週間			9	7
～2 週間			9	7
～1 ヶ月			9	7

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

- ・災害時における救援物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定（一般社団法人 東京都トラック協会 渋谷支部）
- ・災害時における井戸の使用に関する協定書（東京都豆腐商工組合渋谷支部、東京都公衆浴場業環境衛生同業組合渋谷支部）
- ・災害時における飲料水の提供協力に関する協定（カルピス株式会社）
- ・災害時における飲料の提供協力に関する協定（ポッカサッポロフーズ&ビバレッジ株式会社）
- ・災害時における貯水の利用等に関する協定（新宿南エネルギーサービス株式会社）
- ・災害時における軽自動車緊急輸送業務の協力に関する協定（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合）

部名・班名	災対統括部 区議会班
部署名	区議会事務局

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	・区議会議員との連絡調整		2	12
～24 時間			10	12
～3 日			10	12
～1 週間		・幹事長会の運営	15	4
～2 週間			15	4
～1 ヶ月			15	4

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対被災支援部 地域・窓口班 [庶務・地域情報担当]
部署名	地域振興課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域担当に係る庶務 ・ 施設利用者の安全確保 ・ 避難所及び周辺地域の被災情報の収集、報告 ・ 所管施設の被災状況の把握 		20	93
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織が収集した被災状況の精査及び災害対策本部への報告 ・ 避難所補完施設（指定外施設）の開設準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町会等地域団体との連絡調整 ・ 地区自主防災組織との連絡調整 	75	180
～3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各出張所への臨時区民相談所の設置 ・ 被害認定調査、り災証明等に関する住民への広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交流センターの運営及び維持管理 ・ 区民会館の運営及び維持管理 ・ 笹塚駅前施設の運営及び維持管理 ・ リフレッシュ氷川の運営及び維持管理 	77	193
～1 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他窓口業務の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳に関すること ・ 印鑑登録に関すること ・ 出生届受付、戸籍の謄抄本の交付に関すること ・ 国民健康保険に関すること ・ 国民年金に関すること ・ 個人番号カードに関すること ・ 高齢者医療に関すること ・ 地域交流センターに関すること ・ 区民会館に関すること 	115	101
～2 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・ り災証明発行業務の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料還付に係る事務 	115	102
～1 ヶ月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民サービスセンターの窓口業務に関すること 	115	102

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対被災支援部 地域・窓口班 [窓口担当]
部署名	住民戸籍課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間			3	0
～24 時間	・り災証明発給システムの起動・操作の確認		20	5
～3 日	・被災者台帳（システム）管理事務局の設置 ・り災証明書交付事務局の設置		21	19
～1 週間	・その他窓口業務の継続	・住民基本台帳及び住民基本台帳の付帯事務に関すること ・印鑑登録事務に関すること ・外国人住民に関すること ・戸籍及び戸籍の付帯事務に関すること ・戸籍の附票に関すること ・個人番号制度に関すること ・住記・印鑑システムの運用管理等に関すること ・その他窓口事務に関すること	28	21
～2 週間	・震災犠牲者の死亡届受理及び埋火葬許可証発行[→災対清掃部震災犠牲者班と連携] ・り災証明書交付事務局の運営[→地域・窓口班 [庶務・地域情報担当]との連携] ・生活再建総合窓口の開設 ・被災者台帳の管理		28	21
～1 ヶ月			28	21

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対被災支援部 被害認定班 [調査担当]
部署名	税務課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間			6	0
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況把握のための情報収集 被害認定調査の計画の策定 (準備、事前調査、人員確保等の検討) 		36	5
～3 日	<ul style="list-style-type: none"> 住家被害認定調査事務局の設置 被害認定調査(第一次)の実施[→地 域・窓口班と連携] 		37	41
～1 週間	<ul style="list-style-type: none"> 都民税・区民税の減免・猶予等に係 る事務の実施 滞納者の生活状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 区税の賦課に関すること (特別区民税調定及び減免 事務) 	56	42
～2 週間	<ul style="list-style-type: none"> 被害認定調査(第二次)の実施[→地 域・窓口班と連携] 		56	42
～1 ヶ月			56	42

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対被災支援部 被害認定班 [調整担当]
部署名	国民健康保険課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・都、消防及び関係機関との連絡調整 ・医療保険者の災害時対応の実施 		10	14
～24 時間		<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者の資格の得喪等に関すること (資格取得、喪失、異動処理) (外国人の資格に関すること) (住所地特例者の資格管理) (修学中の学生に関する特例対象者の資格管理) ・国民健康保険の被保険者証及び高齢受給者証に関すること (被保険者証及び高齢受給者証の発行、再発行) ・国民健康保険の給付に関すること ・後期高齢者医療制度の資格関連事務 (資格取得、喪失、異動処理事務) (外国人、住所地特例者、障害認定、生活保護開廃等に伴う資格取得、喪失事務) (被保険者証等の発行、再発行、回収) (他自治体への所得照会事務) (限度額適用・標準負担額減額認定証の発行、再発行、回収) (特定疾病療養受療証の発行、再発行、回収) (各種療養費の申請受付) 	33	28
～3 日		<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の保険料の賦課及び減免に関すること (保険料減免に関すること) ・国民健康保険の求償及び調整に関すること (一部負担金の減免及び徴収猶予) ・後期高齢者医療制度の資格関連事務 (一部負担金減免に関する事務) ・後期高齢者医療制度の保険料関連事務 (保険料の減免) 	33	30

部名・班名	災対被災支援部 被害認定班 [調整担当]
部署名	国民健康保険課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～1 週間	・住家被害認定調査の調査票データ入 力・管理		51	37
～2 週間			51	37
～1 ヶ月			51	37

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対被災支援部 商工班
部署名	商工観光課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・商業及び工業関係の被災状況の調査 ・商工会館、勤労福祉会館の被災状況の調査 ・クリエーションスクエア渋谷、各観光案内所の被災状況の調査 		1	8
～24 時間			6	8
～3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・商工団体等との情報連絡・産業復興計画原案について都への意見及び調整の実施 ・資金需要の把握と関係金融機関への資金準備の要請 ・消費生活相談等の実施 		7	11
～1 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな支援制度の事業主等への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・会館施設の維持管理 (勤労福祉会館) (商工会館・消費者センター) 	7	5
～2 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の災害復旧対策・緊急融資の実施 ・雇用状況調査の分析結果に基づく支援策の立案 ・事業主への雇用維持の周知 		7	13
～1 ヶ月			7	12

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対被災支援部 庶務・避難支援班
部署名	庶務課、生涯学習振興課、スポーツ振興課、中央図書館

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<p>[各課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時集合場所の状況確認・開放指示（指定小中学校校庭・スポーツセンター） 所管施設のライフライン・通信環境の被災状況確認 所管施設の被災状況に関する情報収集・集約（施設整備課との連携） 部内情報の取りまとめ、災害対策本部への報告 <ol style="list-style-type: none"> 施設被災状況（速報） 施設利用者（あるいは児童・生徒）の安否確認・保護対応 避難所開設・運営状況 <ul style="list-style-type: none"> ⇒災害対策本部（ヒカリエ）へ情報集約担当職員を派遣する ※中央図書館は生涯学習振興課への報告 施設利用者安全確保・利用者保護対応の実施 施設利用の停止対応及び利用予約者への対応 指定参集職員との情報連絡 <p>[庶務課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の安否確認の集約（学校・学務課との連携） 学校施設（避難所施設除く）の被害状況の情報集約（施設整備課との連携） <ol style="list-style-type: none"> 避難所指定施設を除いた所管施設施設（幼稚園等）の被害状況等について、教育振興部内での集約及び災害対策本部への報告 所管施設の使用の可否判断について、教育振興部内での集約及び災害対策本部への報告 被害状況により施設の使用が困難な場合の災害対策本部との調整 <p>[生涯学習振興課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 協定避難所施設に関する情報収集 <p>[スポーツ振興課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所開設・運営状況の災害対策本部への報告 施設の被災状況（速報）の生涯学習振興課への報告 	<p>[各課]</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の補修箇所の調査・災害時における施設の維持管理に係る各種業務 	8	22

部名・班名	災対被災支援部 庶務・避難支援班
部署名	庶務課、生涯学習振興課、スポーツ振興課、中央図書館

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	[中央図書館] ・避難場所の情報収集及び避難誘導の 実施 ・災害時における施設の維持管理		8	22
～24 時間	・避難所の運営支援（初動対応後）・避 難行動要支援者数の調査・把握 ・不足物資等の避難所ニーズの調査・ 集約		34	28
～3 日	・救援物資配送の検討（物資班との連 携） ・施設の応急復旧計画の検討 ・施設利用（あるいは学校）再開の準 備対応	[生涯学習振興課] ・収蔵品の保護（文化財係・美 術館）	35	21
～1 週間	・施設の復旧計画の検討 ・避難所閉鎖対応の実施（縮小・移転 を含む）		51	15
～2 週間			51	11
～1 ヶ月			51	6

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

<ul style="list-style-type: none"> ・避難所施設利用に関する協定書（都立広尾高校、都立第一商業高等学校、國學院高等学校、関東国際高等学校、渋谷教育学園、青山学院高等部） ・災害時等における量の提供協力に関する協定書（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会） ・災害時における宿泊施設・設備等の供給に関する協定（渋谷ホテル旅館組合） ・防災啓発及び安全安心活動並びに災害時における理容業務活動の相互協力に関する協定書（東京都理容生活衛生同業組合） ・災害時の都立代々木公園における連携・協力体制に関する協定（公益財団法人東京都公園協会） ・震災時におけるテント等の調達に関する協定（株式会社 セレスポ） ・災害時における応急対策に関する協定（公益財団法人 渋谷区美術振興財団）

部名・班名	災対被災支援部 学校・クラブ救護班
部署名	教育振興部 学務課、指導室、教育センター、教育振興部副参事（特命担当課長）

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認メール配信（学務課⇒保護者） ・クラブ児の保護及び安否確認 ・各幼稚園、各学校の園児・児童・生徒の安否確認（各幼稚園・学校⇒学務課） ・各幼稚園、学校の人的被害状況（速報）のとりまとめ、災害対策本部への報告 ・安否確認メールによる各学校の被害状況の保護者への報告（学務課⇒保護者） ・早期の引取が見込めない園児・児童・生徒のとりまとめ及び災害対策本部への報告 ・児童生徒（けやき教室通室生）、相談来所者の安全確保、児童生徒の保護者への引き渡しの実施 ・保護者への安否確認メールの配信 ・所管施設被災状況の点検整備 ・教職員の状況把握 		10	2
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・応援体制に入る（夜間発災時） 		32	2
～3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童及び生徒の教科書、教材及び学用品の調達に学用品等の支給 ・クラブの再開 ・応急教育のための相談窓口の設置 ・応急教育計画の策定 ・応急教育の実施 ・災害時の校外施設の利用計画の策定 		32	5
～1 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時の学級編成の実施 ・授業の再開 ・平常授業の復旧に関する保護者へ連絡 		44	4
～2 週間			45	4
～1 ヶ月			45	3

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対福祉部 生活再建支援班
部署名	福祉部管理課、生活福祉課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	[福祉施設関係] ・所管施設（高齢者施設・障害者施設・区営住宅等）の被害状況の確認・点検 ・所管施設の被害状況の情報集約・災害対策本部への報告		16	14
～24 時間	[福祉施設関係] ・施設の応急対策の実施 [その他] ・災害時要援護者救護・調整班と連携して各地域の情報収集 ・民生児童委員の安否確認 ・各班へのサポートの実施	・行旅病人及び行旅死亡人に関すること ・中国残留邦人等支援給付金支給に関する事務（給付金支給事務の実施） ・部内他の課に属しないこと（精神障害者の援護に関すること）	66	36
～3 日			69	36
～1 週間	[その他] ・生活保護世帯の訪問、巡回等による支援の実施 ・災害を契機として発生する生活保護の相談業務 ・生活保護世帯の所在の確認 ・生活再建の総合相談・情報提供の実施	・民生委員及び児童委員に関すること （※児童委員は、民生委員の兼務） （民生児童委員協議会の運営） ・生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に基づく扶助費及び就労自立給付金の経理に関すること ・生活保護法に基づく医療券及び介護券の発行に関すること （医療券及び介護券の作成、交付） ・生活保護法に係る面接相談及び連絡調整に関すること ・ホームレスの支援に関すること （応急援護に関すること） ・生活保護法に基づく保護の実施に関すること （現業事務に関すること、その他個別的援護事務に関すること）	96	78
～2 週間	[住宅関係] ・応急仮設住宅の必要量の把握 ・仮設住宅入居希望者の募集・選定 ・仮設住宅入居者管理のための帳票整備 ・応急仮設住宅の管理体制の確保、入居管理要領の策定		96	76

部名・班名	災対福祉部 生活再建支援班
部署名	福祉部管理課、生活福祉課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～1ヶ月	[支援関係] ・義援金の配分に関する調整・分配[→ 災対統括部財務班と連携] ・融資に関する調整・実施[→災対被災 支援部商工班と連携] ・災害救助法及び被災者生活再建支援 法に基づく支給 [住宅関係] ・応急仮設住宅への入居者の受入、維 持管理、帳票整備 ・入居受付に関する業務の実施 ・一時提供住宅の提供に係る要請・確 保の実施	・部内他の課に属しないこと (災害弔慰金等に関する事)	96	102

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対福祉部 災害時要援護者救護調整班
部署名	障害者福祉課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況の確認[→生活 再建支援班からの支援] ・各地域の情報収集を行う安否確認体 制の確立（災害対策本部との連絡体 制を確保し、防災情報システムを立 ち上げる）[→生活再建支援班と連 携] ・安否確認体制の確立（出張所との連 絡体制を確立し、防災情報システム を立ち上げる） ・安否確認体制の確立（名簿を配布し ている警察・消防からの情報を災害 対策本部と共有する） ・使用可能な二次避難所について情報 を集約及び災害対策本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域生活支援事業（コ ミュニケーション支援事業） ・障害者就労支援事業（障害者 就労支援センターハートバ レーしぶやの運営に関する こと） ・障害者相談支援事業（はあと びあ相談ステーション運営 に関すること） ・障害者福祉施設の運営に関す ること 	5	7
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の要配慮者の実態とニーズを 把握するための避難状況の確認 ・安否確認体制の確立（生活再建支援 班・二次避難所運営班と連絡をと り、民生児童委員・見守りサポ ート協力員の安否確認情報を集約する） ・安否確認体制の確立（区内各福祉施 設との連絡体制を確立し、要配慮者 の情報を集約する） 		19	20
～3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都及び区外の福祉避難所の開設 状況の確認 ・区外施設との連絡調整 		20	31
～1 週間	<p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村からの問い合わせ対応（障 害者手帳所持の有無、障害支援区 分、障害福祉サービス受給内容ほ か） 		29	31
～2 週間			29	31
～1 ヶ月			29	31

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対福祉部 二次避難所運営班
部署名	高齢者福祉課、介護保険課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・対応状況の情報収集 ・直接対応者への情報提供 ・避難行動要支援者の安否確認の実施 ・施設状況の確認[→生活再建支援班からの支援] ・二次避難所の被災状況の確認 ・二次避難所運営班の編成 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの運営に関すること ・認知症高齢者グループホームの運営に関すること ・高齢者在宅サービスセンター事業に関すること 	6	32
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の要配慮者の実態とニーズ把握のための避難状況の確認 ・災害福祉ニーズの把握及び調整等の実施 ・民設の特別養護老人ホーム施設の被災状況の確認、施設保全の実施 ・各二次避難所施設による受入準備の実施 ・受入状況の可否、受入可能人数の確認及び災害時要援護者救護調整班への報告 ・防災情報システムへの入力 ・見守りサポート協力員の安否確認の実施（→災害時要援護者救護調整班への報告する） ・受入態勢の準備 ・二次避難所の開設 ・各二次避難所では受入後、医療機関等と連携する【対応状況の情報収集】 ・避難行動要支援者の安否確認に関すること[→災対統括部統括班と連携] 		36	67
～3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の実態調査、支援計画の策定 ・要配慮者の生活支援のための物資等の受取り、分配 ・要配慮者の生活支援のためのボランティア派遣の要請 ・避難所相談窓口での要配慮者の生活支援活動の実施 ・避難所の要配慮者支援 ・避難者の調査結果について、災害時要援護者救護班への報告 ・避難者の移送等、現場での調整 		38	104

部名・班名	災対福祉部 二次避難所運営班
部署名	高齢者福祉課、介護保険課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～1週間	・滞留者のうち避難所への誘導及び新たな受入人数の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉の増進に関する事 こと (高齢者の相談及び介護予防 に関する事) ・地域包括支援センターの運営 及び連絡・調整に関する事 ・高齢者の権利擁護に関する事 こと(虐待防止支援に関する事 こと) ・高齢者の医療と介護の連携に 関する事(在宅医療相談窓 口事業の運営及び連絡・調整 に関する事) ・高齢者福祉事業に関する事 こと(介護予防・日常生活支援総 合事業) ・高齢者福祉事業に関する事 こと(区型介護サービス事業) (緊急通報・安全システム事 業) ・介護保険の保険料に関する事 こと(賦課及び減免に関する事 こと) ・不服審査、苦情等の受付、相 談に関する事(区内サービ ス事業者の状況確認と問い 合わせ対応) ・介護保険の給付に関する事 こと(区内サービス事業者の状 況確認と問い合わせ対応) 	60	90
～2週間			60	89
～1ヶ月		・認定審査会運営及び申請・認 定業務に関する事	60	102

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

・災害時における二次避難所の開設、運営等に関する協定(社会福祉法人パール)

部名・班名	災対福祉部 医療・衛生班
部署名	生活衛生課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療コーディネーターの補佐及び関係機関連絡調整 ・保健医療調整本部の設置及び運営 ・都福祉保健局、医療圏災害医療拠点（広尾病院内）、消防署等関係機関との連絡調整 ・EMIS、H-RISIS の運用（代行入力含む） ・医師会等（医療救護班）との連絡調整 ・医療機関との連絡調整 ・医療資器材の調達補給 ・医薬品の調達補給 ・緊急広域搬送の要請等 		5	13
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への衛生指導の徹底 ・被災者への消毒作業の指示、措置 ・食品の衛生監視 ・飲料水の安全確保（検査等） ・他自治体からの受援調整 		22	113
～3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所及び被災者が生活する住居の環境衛生対策の支援 ・防疫活動実施について都本部長への連絡 [その他] <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関（医・歯）、薬局の営業再開の支援及び情報収集・情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生の確保に関すること 	22	113
～1 週間	[その他] <ul style="list-style-type: none"> ・公衆浴場・コインランドリー等の営業再開の支援 ・公衆浴場・コインランドリー等の営業再開の情報収集と情報提供 ・生活衛生関係営業施設（理容所・美容所、飲食店等）の営業状況に関する情報提供、再開支援 		34	34
～2 週間			34	34
～1 ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・そ族昆虫の駆除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ねずみ族、昆虫等の駆除に関すること （ねずみに関する相談及び対策） （衛生害虫等に関する相談及び駆除） 	34	34

部名・班名	災対福祉部 医療・衛生班
部署名	生活衛生課

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

- ・災害時の医療救護活動についての協定（社団法人渋谷区医師会）
- ・災害時の歯科医療救護活動についての協定書（社団法人渋谷区歯科医師会）
- ・災害時の救護活動についての協定書（社団法人渋谷区薬剤師会）
- ・医薬品等の供給に関する協定書（社団法人渋谷区医師会、渋谷区災害医療協力会）
- ・災害時における応急救護活動についての協定書（東京都渋谷区柔道整復師会）
- ・災害時における動物救護活動についての協定書（東京都獣医師会渋谷支部）
- ・災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（アルフレッサ株式会社、株式会社スズケン、株式会社メディセオ、東邦薬品株式会社、株式会社マルタケ、株式会社バイタルネット）
- ・災害時における医療支援に関する協定（公益社団法人渋谷区歯科医師会日本歯科大学附属病院、東京歯科大学水道橋病院）

部名・班名	災対福祉部 保健救護班
部署名	地域保健課、幡ヶ谷保健相談所、恵比寿保健相談所

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所等の開設 ・医療救護所の支援開始 ・医療救護所等の運営補助 ・被災地及び避難所等における感染症対策に関すること ・災害医療コーディネーターの補佐 		8	84
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所被災者の健康管理支援 ・在宅難病機器貸与患者訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅保健に関すること (在宅難病支援に関する こと) (訪問指導に関する こと) 	43	114
～3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の公衆衛生への対応 ・災害時健康管理対策についての広報を行う ・透析患者の医療支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・結核その他の感染症の予防に関する こと (予防の普及啓発) (感染症の発生状況及び動 向に関する調査) (地域の感染症情報の発信) (感染症の発生の原因調査 及びまん延防止に関する こと) (積極的疫学調査) (就業制限及び入院に関す ること) (施設の感染症対策に関す ること) 	43	47
～1 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅要援護被災者の健康管理支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅保健に関すること (地域の健康課題の把握と 対策に関すること) (訪問指導に関する こと) ・結核その他の予防に関する こと (患者及び家族の健康診断) (結核に関する定期外の健 康診断に関する こと) (勧告入院及び結核通院に おける医療費公費負担に関 すること) 	65	55
～2 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な予防接種の実施 ・メンタルヘルスケアを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種に関する こと (予防接種法に基づく 予防接種に関する こと) (予防接種法に基づか ない公費負担 予防接種に関する こと) ・エックス線検査に関する こと (各種健康診断にお けるエックス線 撮影) ・精神保健に関する こと (精神保健相談に 関すること) 	65	62

部名・班名	災対福祉部 保健救護班
部署名	地域保健課、幡ヶ谷保健相談所、恵比寿保健相談所

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～2週間		<ul style="list-style-type: none"> ・保健師の事業に関すること (個別ケース対応に関すること) (地域の健康課題の把握と対策に関すること) 	65	62
～1ヶ月		<ul style="list-style-type: none"> ・結核その他の感染症の予防に関すること (感染症診査協議会に関すること) (結核患者療養支援) (その他の感染症の予防に関すること、健康相談、健康教育) ・精神保健に関すること (障害者の自立支援に関すること) (障害者虐待に関すること) (精神障害者地域生活支援センターの運営) 	65	67

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療救護活動についての協定（社団法人渋谷区医師会） ・災害時の歯科医療救護活動についての協定書（社団法人渋谷区歯科医師会） ・災害時の救護活動についての協定書（社団法人渋谷区薬剤師会） ・医薬品等の供給に関する協定書（社団法人渋谷区医師会、渋谷区災害医療協力会） ・災害時における応急救護活動についての協定書（東京都渋谷区柔道整復師会） ・災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（アルフレッサ株式会社、株式会社スズケン、株式会社メディセオ、東邦薬品株式会社、株式会社マルタケ、株式会社バイタルネット） ・災害時における医療支援に関する協定（公益社団法人渋谷区歯科医師会、日本歯科大学附属病院、東京歯科大学水道橋病院）
--

部名・班名	災対福祉部 保育園班
部署名	保育課、保育施設緊急整備担当課長

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園防災手引きにより行動、園児の安全確保（最優先） ・ しぶや保育メール（安否確認）の即時配信【保護者宛】 ・ しぶや保育メール（安否確認）の即時配信【職員宛】 ・ しぶや保育メール未登録者及び未回答者対応(1) ・ 各保育園の被災状況（速報）のとりまとめ、災害対策本部への報告 ・ 早期の引取が見込めない場合、しぶや保育メール（引取回答）の配信【保護者宛】 ・ しぶや保育メール未登録者及び未回答者対応(2) 電話による園児・保護者の安否確認の実施 ・ 保育課へ引取状況報告（各通信手段にて） ・ 各保育園の被災状況（速報）のとりまとめ、災害対策本部への報告 		78	146
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期の引取が見込めない園児数のとりまとめ、災害対策本部への報告 ・ 引き渡し進捗状況、被害の詳細、職員体制及び応援体制の確認 ・ 保育園施設被災状況（詳細）の点検、災害対策本部への報告 		344	162
～3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の被災状況の点検整備 		348	162
～1 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残留園児の引き続きの保護 ・ 母子家庭避難者の認定子ども園への受入 ・ 施設の再建支援活動 ・ 応急保育計画の策定 ・ 応急保育のための物品等の支給 ・ 応急保育のための相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保育事業及び緊急一時保育事業に関すること ・ 区立保育園の管理及び運営に関すること （保育園運営に係る庶務、経理） （園医に係る事務） （保育園給食に係る事務） （園児の安全、健康管理） （区立保育園の維持管理に関すること） （施設の改築・補修計画） （物品（備品）の購入・修理） （園児の保育事務） （園の給食事務） （園の維持管理） （園における一般的庶務経理） 	480	236

部名・班名	災対福祉部 保育園班
部署名	保育課、保育施設緊急整備担当課長

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～1週間		・幼保一元化施設に関すること (運営に係る庶務、経理) (物品(備品)の管理に関する こと) (給食に係る事務) (園医に係る事務)	480	236
～2週間	・応急保育の実施		480	137
～1ヶ月	・通常保育の復旧について保護者への 連絡 ・保育園の再開 ・保育先変更手続きの受付及び転園の 事務処理		480	374

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対福祉部 子ども施設班
部署名	子ども青少年課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・来所している親子の安全確保 ・各施設被災状況の点検整備 ・各施設の被災状況（速報）のとりまとめ、災害対策本部への報告 ・引取が見込めない利用者の人数等の把握 ・家族及び保護者等へ引き渡しを完了、災害対策本部への報告 		2	23
～24 時間			9	23
～3 日			9	18
～1 週間			22	17
～2 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・児童青少年センターフレンズ本町、代官山ティーンズ・クリエイティブの再開 ・子育て支援施設の再開 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当、児童扶養手当等に関すること ・子どもの医療費の助成に関すること ・ひとり親家庭の福祉の増進に関すること ・母子生活支援施設に関すること 	22	11
～1 ヶ月			22	11

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対福祉部 子ども家庭支援班
部署名	子ども家庭支援センター、子ども発達相談センター

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全確保等 ・子どもショートステイ利用者の安否確認 ・ショートステイ受入先の被害状況の確認 ・施設被災状況の点検整備 ・来所している親子の安全確保等 ・業務継続困難の有無の把握 ・被災状況（速報）のとりまとめ、災害対策本部への報告 ・区内の交通機関の運行状況を把握及び保護者への情報提供 ・隣接のはあとびあキッズへの連絡、保護者への引き渡し 		5	13
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が引取に來られない場合の一時的に預かりの実施 		18	13
～3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・養育困難家庭の相談支援 ・震災孤児等の相談支援 		18	4
～1 週間		<ul style="list-style-type: none"> ・渋谷区子ども家庭支援センター条例に規定する事業の実施に関すること （子どもの虐待防止に関すること） ・子ども発達相談センター条例に規定する事業の実施に関すること （障害児等についての相談に関すること） （保護者の交流に関すること） （障害児等の訓練指導等に関すること） （児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に係る障害児通所給付費の給付決定についての事前調査等に関すること） （児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業に関すること） （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること） （関係機関に対する知的障害児等の指導についての助言等に関すること） 	20	30

		(課内の一般的庶務、経理に関すること)		
～2週間			20	29
～1ヶ月			20	29

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対建設部 応急危険度判定班
部署名	まちづくり課、建築課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の被災状況を確認 ・応急危険度判定実施の決定・宣言 ・被災状況・余震等による判定実施計画書の変更 ・実施本部の設置 ・判定区域、判定実施順位等の検討・決定 ・判定実施計画の策定 		6	22
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・判定拠点の設置の指示 ・東京都防災ボランティアの安否の確認 ・地域の建築関係団体への連絡・支援要請 ・防災ボランティア等に参集及び受付名簿の準備 ・不足する判定員及び判定資機材の東京都への支援要請 ・判定実施に関する情報の住民への周知[→マスコミ等の協力] ・判定員の受入の準備 ・判定資機材の準備 ・判定員・判定コーディネーターの配置検討 ・判定員等の拠点への移動方法の確保 ・東京都全域の被災状況の連絡・調整 ・国からの方針・指示の確認 ・判定実施の決定を連絡 ・実施本部・判定拠点の設置を連絡 ・判定員・判定コーディネーターの派遣要請 ・支援内容・支援時期等の連絡・調整 ・不足する判定資機材の要請及び輸送方法の調整 ・宿泊施設の支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震診断及び耐震改修に関すること (民間建築物耐震診断助成に関すること) (民間建築物耐震改修助成事業に関すること) ・建築物の防災に関すること (崖、老朽家屋等の現場調査と安全指導に関すること) (中高層建築物の窓ガラス等落下物調査と安全指導に関すること) 	25	32
～3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定の実施 ・被災宅地危険度判定の実施 ・判定員等の宿泊場所及び食料の確保 ・判定員の受入 ・拠点職員及びコーディネーターへの判定調査方法等のガイダンスの実施 ・判定員等への派遣要請 ・判定業務の実施余震等による被害に対する検討・調整の実施 ・各拠点での判定資機材等の過不足の確認及び資機材の輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の許可、確認、認定、承認、検査等に関すること (建築基準法等による申請書等の受付及び通知書等の発行に関すること) (建築確認申請に係る審査並びに中間及び完了検査に関すること) ・建築計画概要書等の閲覧に関すること ・建築基準法に基づく道路に関すること (指定道路図及び指定道路調書の閲覧等に関すること) 	25	43

部名・班名	災対建設部 応急危険度判定班
部署名	まちづくり課、建築課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3日	<ul style="list-style-type: none"> ・判定の実施要請や判定結果に関する相談業務の実施 ・判定結果に対する再判定業務の実施班との調整及び再判定の実施 ・建築ボランティアとの連絡調整 ・判定員の受付状況の連絡（判定員の補償制度等） ・実施班から判定結果（日ごと）の報告を受け、東京都へ連絡する ・建築物の被災台帳の作成 ・建築物等の二次被害予防、応急復旧及び補強工作の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の許可、確認、認定、承認、検査等に関すること（建築確認申請等の構造の審査及び検査に関すること）（建築確認申請等の建築設備の審査及び検査に関すること） ・建築物の省エネルギー化に関すること（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定申請等に関すること） 	25	43
～1週間	<ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定に関する相談所の設置 ・応急危険度判定の要請に対する相談業務の実施 ・応急危険度判定結果の相談業務の実施 ・統括班と連絡を取り、状況の変化を各拠点へ連絡、変更等の指示 ・判定日ごとの判定結果等の集計及び台帳の作成 ・判定日ごとの判定結果にもとづく翌日からの活動方針の立案 ・活動方針の結果の各拠点への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の防災に関すること（空き家からの出火防止に係る現場調査と防火安全指導に関すること） ・建設工事に係る資材の分別解体に関すること（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等の届出書の審査） 	46	36
～2週間	<ul style="list-style-type: none"> ・判定業務終了後（10日を目途）、応急危険度判定結果の集計及び報告書の作成 ・実施班より区内全域の判定終了の報告を受けた旨を統括班へ連絡 ・実施班からの被害状況報告書（地図・集計表・判定結果票綴等）の受け取り ・報告書の統括班への提出 ・応急危険度判定による調査結果の揭示、周知 ・統括班の指示による実施本部の解散・撤去 ・東京都へ区内全域の判定終了の報告 		46	43
～1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都へ判定結果の報告 ・東京都へ実施本部の解散の連絡 		46	41

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における建築相談に関する協定（東京都建築士事務所協会 渋谷支部、日本建築家協会 渋谷地域会、東京土建一般労働組合 渋谷支部、首都圏建設産業ユニオン 城南支部渋谷地区）

部名・班名	災対建設部 住宅建設班
部署名	都市計画課、渋谷駅周辺整備課、再開発担当課長、都市基盤整備担当課長、都市整備部副参事（特命担当課長）、マスタープラン担当課長

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間			5	0
～24 時間		・都市再生緊急整備地域（渋谷駅周辺地域）の土地区画整理事業、市街地再開発事業等まちづくり全般に関すること	20	1
～3 日			20	1
～1 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋被害概要調査 ・応急仮設住宅等供給方針（暫定）の策定 		32	4
～2 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設可能用地の確保 ・応急仮設住宅建設可能量の把握・算定[→福祉部管理課] ・民間住宅の応急修理 ・建築制限（第一次）の実施 ・都及び関係機関との連絡調整（被災住宅の応急修理の決定及び建設業者の指定） ・被災建築物の復旧・修繕の相談の実施 		32	10
～1 ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅全体必要量の算定 ・入居者選定の基準案等の策定 		32	7

部名・班名	災対建設部 環境対策班
部署名	環境保全課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間		・神南分庁舎の保守管理に関する こと	1	1
～24 時間	・粉じん対策の実施 ・アスベスト飛散防止対策の実施 ・その他環境対策の実施		8	11
～3 日		・区施設の PCB 廃棄物の処理に 関すること	9	14
～1 週間			15	14
～2 週間	・がれき仮置場の環境対策		15	18
～1 ヶ月			15	18

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

--

部名・班名	災対建設部 道路・土木施設班
部署名	土木清掃部管理課、道路課、街路・用地担当課長

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送路の確保対応(庁内対応組) ・緊急輸送路の確保対応(現場対応組) ・道路啓開作業計画の策定／本格的な道路啓開作業開始 ・道路啓開作業計画の策定／本格的な道路啓開作業開始(民間協定団体と連携し区道の道路啓開作業実施) (がれきの搬出・仮置場への運搬作業(応急措置の可否の判定)) ・安全確保・確認 ・緊急土木清掃部部課長会議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木事務所及び資材倉庫に關すること (土木事務所、資材倉庫との連絡調整) 	12	23
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の被害状況調査対応(庁内対応組) ・道路、橋梁等の被害状況調査対応(現場対応組) ・公園、児童遊園地、河川等の被害状況調査、情報収集 ・民間協定団体との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車対策に關すること (自転車集積所の維持管理及び自転車等駐車場の整備) ・コミュニティバスに關すること (渋谷区コミュニティバスの運行に關すること) 	53	67
～3 日			57	67
～1 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置及び簡易な応急処置の実施 ・応急措置及び簡易な応急処置の実施 (がれきの搬出・仮置場への運搬作業)(応急措置の可否の判定) 		96	34
～2 週間			96	34
～1 ヶ月			96	34

<非常時優先業務の關係協力機関・場所>

<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における道路障害物除去等応急対策活動に關する協定(渋谷区建設業協会) ・災害時における重機類等の提供に關する協定(渋谷区建設業協会、渋谷区重機類提供協力会) ・災害時における道路障害物除去等応急対策活動に關する協定(渋谷区造園建設業防災協力会) ・災害時における設計、調査等の応急対策業務に關する協定(社団法人建設コンサルタント協会関東支部)
--

部名・班名	災対建設部 がれき処理班
部署名	緑と水・公園課、公園プロジェクト推進担当課長

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> 区本部土木清掃部内のがれき処理班の設置 「東京都がれき処理部会」との連携 		2	1
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所等の施設調査・点検の実施 児童遊園等の施設調査・点検の実施 		10	9
～3 日	<ul style="list-style-type: none"> 被災情報の確認、がれき処理計画の策定 がれき発生量の推計、がれき処理の需要の把握 がれき発生量の東京都への報告 		10	10
～1 週間	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の応急復旧業務の実施 公園の障害物除去等の実施 建物解体・がれき処理活動の体制の確保[→がれき処理業者、用地管理者、東京都等への協力の要請] 住民からの解体・撤去申請の受付窓口の設置 住民からの解体・撤去申請による実施の検討 建物解体・がれき処理活動の実施 		16	24
～2 週間			16	16
～1 ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> 住宅関係障害物の除去 がれきの運搬・搬出支援の実施 有害物質に係る情報提供等の実施 		16	17

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

<ul style="list-style-type: none"> 災害時における重機類等の提供に関する協定（渋谷区建設業協会、渋谷区重機類提供協力会）
--

部名・班名	災対建設部 ごみ処理班
部署名	清掃リサイクル課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間			3	5
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時集積所の設置 ・仮設トイレの設置状況の把握（渋谷区清掃事務所） ・道路被害状況、避難所開設状況及び要請事項等からのし尿処理計画の策定 ・避難所のし尿処理の実施 ・ごみ処理の体制及びし尿処理体制の確保[→東京都及び協力団体からの協力] 		30	5
～3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の把握及びごみ処理計画の策定 ・収集体制の整備 ・ごみ処理活動の実施 ・ごみ分別の周知徹底 ・動物死体の処理 ・し尿処理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例に基づく清掃作業に関すること （清掃事業の作業計画に関すること） 	40	116
～1 週間		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例に基づく清掃作業に関すること （清掃事業の執行に関すること） （その他一般廃棄物等の処理に関すること） （所内の一般的庶務、経理に関すること） 	131	113
～2 週間			131	115
～1 ヶ月		<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルの推進に関すること ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例に基づく清掃作業に関すること （清掃事務所の管理運営・施設管理に関すること） 	131	115

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

・災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書（東京都下水道局中部管理事務所）
--

※参集可能人数は清掃リサイクル課全体としての人数を記載している

部名・班名	災対建設部 震災犠牲者班
部署名	清掃リサイクル課

目標開始 時間	非常時優先業務		人数	
	応急業務	優先度の高い通常業務	参集可 能人数	業務必 要人数
～3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体収容所要員の確保計画の作成 ・ 遺体収容所関連資機材の確保 ・ 遺体収容所の開設 ・ 行方不明者名簿の作成 ・ 遺体の搜索状況記録の作成 ・ 遺体の搜索用関係支出証拠書類の作成 ・ 搜索用機械器具燃料受払簿の作成 ・ 救助実施記録日計票の作成 		3	5
～24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬送遺体数を積算及び遺体搬送計画の策定 ・ 遺体の収容 ・ 遺体の身元確認の実施 ・ 身元不明の遺体の一時遺体収容所への安置 ・ 通勤・通学・来街者の遺体の収容 ・ 遺体火葬計画を策定及び遺体火葬の実施体制の確保 ・ 火葬の実施 ・ 火葬場の手配及び連絡調整 ・ 遺体収容所開設状況の都及び警視庁への連絡 ・ 遺体搬送のための準備の実施[→警察署・自衛隊派遣と協力] 		30	11
～3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体引渡所・相談窓口の設置、遺体引渡及び相談受付の実施 		40	116
～1 週間			131	113
～2 週間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺骨・遺留品保管所の開設する ・ 遺骨・遺留品保管所の管理運営及び遺族への引き渡し 		131	115
～1 ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都営納骨堂その他への移管する（身元不明遺体が一年経過した場合） 		131	115

<非常時優先業務の関係協力機関・場所>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（全東京葬祭業連合会） ・ 災害時における霊柩自動車輸送協力に関する協定（一般社団法人 全国霊柩自動車協会） ・ 災害時における協力に関する協定（一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会）
--

※参集可能人数は清掃リサイクル課全体としての人数を記載している

第3節 非常時優先業務と目標開始時間（時系列の把握）

前節に示した応急業務及び優先度の高い通常業務を、災対部別、目標開始時間順に再整理した。応急業務の時系列展開例を表-3.2 に、優先度の高い通常業務の時系列展開例を表-3.3 に示す。業務の優先順位として、72 時間以内は人命救助に関すること、72 時間以降は生活再建に関することとする。

1 発災後 1 日以内の業務 261 業務

災害情報の収集・伝達、災害対策本部の設置、応急活動体制の確立から始まり、各部対応業務のうち、災害時広報、救急・救助、医療救護活動に着手するとともに、緊急輸送体制、帰宅困難者対策、避難所開設のための準備・開設及び運営の準備に入る。所管施設をもつ部署では、二次災害の防止対策（応急危険度判定、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡）に着手する。

2 発災後 1 日～3 日の業務 78 業務

各部の応急対策活動が、この段階から始まる。

具体的には、避難者への当面の生活支援活動、行方不明者に関する相談窓口の設置、遺体処理に関する対策、要配慮者の状況把握及び避難所での安全確保、各種施設の応急復旧、災害廃棄物処理、ボランティア活動拠点の確保及び災害ボランティアセンターの運営等が開始される。

3 発災後 4 日～7 日の業務 56 業務

引き続き各部の応急対策活動が継続した状態であり、さらに、り災者のニーズに応じた応急業務に従事することとなる。また、必要に応じて、災害廃棄物処理に関して他自治体へ応援を要請するとともに、基本方針を策定する。

この時期になると、住宅・建築物の被害認定調査の調査員を確保し、現地調査に関する対応が発生する。また、帰宅困難者の帰宅支援に関する対応も発生する。

復興に向けた対策についても、対応する業務が始まる。

4 発災後 1 週間以降の業務 63 業務

この段階においては、応急教育の準備、り災証明の発行、応急仮設住宅の建設、要配慮者に配慮した仮設住宅の建設等の対応が発生する。初期の混乱は収まり、応急業務のある程度のルーチン化も可能と考えられる。

また、救助・救急、消火活動における「惨事ストレス対策」は、救助・救急に携わる職員のための対策だが、り災者のための医療救護活動の「メンタルヘルスクエア対策」は、「3 日以内」から着手とされている。「3 日以内」もしくはそれ以後であっても対応体制が整うのであれば、り災者と同時期から、2 週間を待たずに対応することが望ましいと考えられる。

5 優先度の高い通常業務 206 業務

被災直後においては、応急業務を実施するために、所管施設の管理・運営や情報システムの管理・運営、自主防災組織、その他関係団体との連絡調整、外部からの連絡のための電話交換、電話対応業務の運営等が必要となる。

発災後1日～3日の業務としては、業務再開のための出張所等の業務に関することや、応急業務の対応に必要な防災協定業者等との契約、また適切な避難所環境の確保のための感染症予防対策業務や食品衛生及び環境衛生監視等の業務の実施が必要となる。

表-3.2 応急業務の時系列展開例

災対部名	1日以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内
災対統括部	<ul style="list-style-type: none"> ●災害応急活動の総合調整 ●緊急輸送、物資等の搬送 ●職員、職員家族等の安否 ●庁舎、拠点施設の被災状況把握 ●災害時の広報活動 ●情報システムによる被災状況把握 ●物資の調達、緊急物資の要請 ●水の確保、応急給水の実施 ●帰宅困難者対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の休憩場所の確保 ●災害ボランティアセンター開設 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策予算の総合調整 ●災害対策経費の支出 ●義援金の受入・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●財政措置、各種交付金の活用検討
災対被災支援部	<ul style="list-style-type: none"> ●園児・児童生徒の保護・安否確認 ●施設利用者の保護・安否確認 ●所管施設の被災状況把握 ●地域団体の情報連絡 ●避難所の開設・運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●臨時区民相談所の開設(出張所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●被害認定調査の実施 ●死亡届受理、埋火葬許可証発行 	<ul style="list-style-type: none"> ●り災証明の発行 ●応急教育の準備・再開
災対福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ●施設利用者の保護・安否確認 ●所管施設の被災状況把握 ●二次避難所の開設 ●医療救護所の開設 ●医師会等(医療救護班)との連絡調整 ●医薬品の調達補給 ●緊急広域搬送の要請等 ●保健師の派遣体制 	<ul style="list-style-type: none"> ●応急仮設住宅の必要量の把握 ●避難所・在宅被災者訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ●応急保育の準備 ●震災孤児等の相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●動物の保護 ●生活衛生関係施設の再開支援 ●仮設住宅入居希望者の選定等 ●メンタルヘルスケア
災対建設部	<ul style="list-style-type: none"> ●応急危険度判定の体制確保 ●緊急輸送路の確保 ●道路、橋梁等の被害状況調査 ●遺体安置所開設、検案実施 ●避難所のし尿処理 ●民間協力団体との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●応急危険度判定の実施 ●仮設住宅建設用地の確保 ●遺体引渡所、相談窓口の設置 ●ごみ処理体制の確保(臨時) ●がれき等の集積場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●がれき、し尿、動物死体等の処理 ●土木施設の応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ●臨時建築相談所の開設 ●被災住宅相談 ●家屋解体処理 ●応急危険度判定の本部への報告

表-3.3 優先度の高い通常業務の時系列展開例

災対部名	1日以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内
災対統括部	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管施設の管理・運営 ● 個人情報保護 ● 情報システムの管理・運営 ● 公有財産の総合調整・管理 ● 電話交換、電話対応業務の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災協定業者との契約等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区政の広報、区民相談 ● 幹事長会（区議会）の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ● 予算編成
災対被災支援部	<ul style="list-style-type: none"> ● 町会、自主防災組織、その他の関係団体との連絡調整 ● 所管施設の管理・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管施設の運営及び維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 出張所等の業務に関すること 住民票、印鑑登録、戸籍、国民健康保険、国民年金、母子手帳、児童手当、乳幼児・子ども医療証等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の再開 ● 商店街活動
災対福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管施設の管理・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症予防 ● 食品衛生及び環境衛生監視 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉施設における事業再開 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉事業全般の再開 ● 保育園の再開
災対建設部	<ul style="list-style-type: none"> ● 土木事務所、資材倉庫との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法等による各種事務 ● 渋谷駅周辺地域の土地区画整理、市街地再開発事業等（工事業者との連絡調整） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設工事に係る資材の分解・解体 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物の処理（通常）

第4節 非常時優先業務の実施に必要な人数と職員参集時間

非常時優先業務の実施に必要な人数と職員参集時間との関係を時間別、災対部別に整理した結果を表-3.4に示す。

発災後、3時間以内は各災対部とも職員の不足が目立つ。1日経過後、3日経過後においても、すべての災対部で非常時優先業務に必要な人数に参集職員数が達しておらず、職員が不足する状況となる。

表-3.4 時間別非常時優先業務に必要な人数と職員参集時間（災対部別）

災対部名	人 数	経過時間・参集時間				
		3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内
災対統括部	参集可能人数	6	91	95	169	169
	非常時優先業務に必要な人数（応急業務）	68	99	105	98	80
	非常時優先業務に必要な人数（優先度の高い通常業務）	11	12	18	28	43
災対被災支援部	参集可能人数	20	181	187	288	288
	非常時優先業務に必要な人数（応急業務）	138	238	280	183	170
	非常時優先業務に必要な人数（優先度の高い通常業務）	1	18	40	42	54
災対福祉部	参集可能人数	89	491	501	738	738
	非常時優先業務に必要な人数（応急業務）	313	526	483	431	585
	非常時優先業務に必要な人数（優先度の高い通常業務）	19	23	32	140	165
災対建設部	参集可能人数	15	121	136	305	305
	非常時優先業務に必要な人数（応急業務）	48	120	232	205	208
	非常時優先業務に必要な人数（優先度の高い通常業務）	4	11	17	23	24

（参集可能人数から、災害対策本部、避難所、医療救護所への参集職員数は除外する。）

第5節 部門間調整等による業務応援体制の構築

被災直後、職員の参集の遅れや大量の非常時優先業務の発生により必要な人員が不足することが想定されるが、被災後の時間経過によっても非常時優先業務の内容が変化することにより必要な人員が不足することも想定される。人員が不足する際には、非常時優先業務の量に対して人員に余裕のある班より応援を行う部門間調整、他自治体や区外郭団体からの受援（人員の応援）、ボランティアの活用等により、非常時優先業務の遂行に当たり不足する人員をカバーする。

部門間調整等の際には、以下に示す調整方針に基づき実施するが、職員の参集状況や実施が必要な非常時優先業務量に応じて柔軟な対応を取る。また、発災後 72 時間以内は人命救助に関すること、発災後 72 時間以降は被災者支援・生活再建に関することを優先して部門間調整を行うこととする。

<第一次調整方針>

同一の災対部内で人員を調整し、ニーズが高い非常時優先業務に取り組む。

【災対統括部】

従事員班は、区職員の参集及び配置のほか、受援担当として他自治体応援職員の受入及び各班への配置に関する調整を行う。応援要請や受入等の受援業務は、応援を受け入れる各班において主体的に実施する。

災害対策本部の事務局機能を担う統括班、庶務・輸送班、広報広聴班は、一体となって非常時優先業務を実施する。

財務班は、発災直後から 3 日間程度の非常時優先業務が少ないことから、他班の応援に当たることを検討する。

物資班及び給水班は、少ない人員での初動ニーズが高い非常時優先業務を抱えることから、「物資連絡会」を形成し、部門間調整や受援により応急業務に当たる。区議会班は、3 日以降で非常時優先業務に対する必要人員にある程度の余裕がみられることから、物資班及び給水班への応援を検討する。

【災対被災支援部】

地域・窓口班（出張所）は、地域の被災情報の収集業務のために人員を必要とすることから、発災直後から 3 日間程度の業務必要人数が不足すると想定される。商工班は、初動 2 週間程度の非常時優先業務に必要な人員が少ないため、発災直後から 2 週間程度まで地域・窓口班（出張所）の応援に当たることを検討する。地域・窓口班の庁舎勤務職員及び施設管理に従事する職員は、3 日以降、非常時優先業務に必要な人員が少なくなることから、他班への応援に当たることを検討する。

庶務・避難支援班は、発災直後から避難所開設・運営支援に関する非常時優先業務が多いことから、学校・クラブ救護班は、児童生徒の安否確認、安全確保を行うとともに、庶務・避難支援班への応援を行う。

【災対福祉部】

災害時要援護者救護調整班、二次避難所運営班は、要配慮者支援、二次避難所の開設・運営等に関する非常時優先業務の遂行のため、災害直後から慢性的に人員が不足する。保育園班は24時間以降で非常時優先業務に対する必要人員にある程度の余裕がみられることから、他班の応援を行うことを検討する。

医療・衛生班、保健救護班は、医療救護所対応、医療機関との調整、衛生対策等の業務遂行のため、特に被災直後から3日までの間で大幅に人員が不足する。災対福祉部内での調整のほか、他自治体・医療関係機関等からの受援によって非常時優先業務に当たる。

【災対建設部】

災対建設部各班の非常時優先業務は実施時期にばらつきがあることから、災対建設部各班は災害直後より各班の業務に係る「連絡会」を立ち上げ、各班の実施すべき非常時優先業務、参集人数を把握し、各班が連携して部門間調整を行い非常時優先業務に当たる。

例えば、災害廃棄物処理は、道路啓開等の初動段階から、仮置場の設置及び管理、処分等に至るまで、分野横断的かつ長期的な対応となる。したがって、災対建設部各班ががれき処理班及びごみ処理班と一体となって対応できるよう、がれき処理班を中心とした「連絡会」を開設する。

<第二次調整方針>

各災対部内の人員調整によっても非常時優先業務の実施に当たって人員が不足する場合には、各班もしくは各災対部より従事員班に不足する人員数を報告する。従事員班は、職員の参集状況及び非常時優先業務の実施状況を確認し、各災対部長及び各班長に対し、応援が必要な人員数及び業務を報告し、部門間調整または他自治体や関係団体からの受援（人員の応援）、ボランティア等の活用により、人員を増強する。

<その他>

災対統括部統括班は、災害対策本部事務局として対応しなければならない。加えて、区内で20万人以上の発生が見込まれている帰宅困難者対策にも従事しなければならない。災対建設部住宅建設班（渋谷駅周辺整備課）は、初動の非常時優先業務に必要な人員が少ないため、初動から1週間程度は災対統括部に組み込み、帰宅困難者対策の応援に当たることを検討する。

物資班の業務は、他行政機関や民間団体等、多方面からの人的・物的応援を受けるため、大量の調整業務が発生すると想定される。物資班は災対統括部に所属し、庶務・輸送班と連携して非常時優先業務に当たる。そのため、庶務・輸送班を受け持つ総務部長[庶務担当]は、監査委員事務局長[物資担当]をサポートする。

震災犠牲者班である清掃リサイクル課は、ごみ処理班としての業務も担っており、発災後より人員不足が見込まれる。遺体収容所の要員確保計画を作成し、地域・窓口班[窓口担当]を中心に応援体制を組み震災犠牲者班の活動を支援する。

第4章 非常時優先業務の実行体制の確立

第1節 初動態勢の確立

1 現状

- 災害時の職員の配備については、「渋谷区災害対策本部運営要綱」及び「閉庁時の職員参集体制」に体制の種類と基準が示されている。
- 区内に9箇所ある出張所について、行政サービスの窓口となる役割を果たしており、災害時には地域の拠点として、情報収集・伝達・区民相談等の業務を行う。
- 受援について、内閣府は「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月）」を策定し、被災した自治体は災害対策本部内に「受援班／受援担当」を設置し、役割を明確化しておくことを求めている。

2 課題

- 勤務時間外に大規模地震等が発災した場合、職員の参集には一定時間を要する。また、参集は被災状況にも左右されることから、必ずしも予測通りの参集は見込めない。
- 職員は毎年人事異動があることにより、多くの職員の参集先や参集時間等が変更されるため、参集予測の状況についても変化が生じる。
- 被災直後の職員参集状況は、各部課にバラツキがあり、参集人数の多い部課、少ない部課が生じる。
- 職員は出勤時にシステムへ出勤したことを入力することとなっており、システムから職員の出勤状況を把握できる。しかし、システムが使用できない場合、参集を確認する方法がない。
- 中枢となる災害対策本部業務を行う災対統括部統括班に業務が集中し、また人員が不足することが予想され、初動時の非常時優先業務の実行に支障をきたすおそれがある。
- 役割分担が明確でない非常時優先業務があり、活動場所や活動体制が明確となっていない。
- 区内9箇所の出張所について、耐震性や参集時間にそれぞれ課題があり、大規模災害時に一律に機能を確保することが難しい。
- 大規模災害時には東京都、他自治体、自衛隊、災害時協定締結先、社会福祉協議会、NPO等、多数の団体から応援を受けることとなるが、受援に関する所管部署が明確となっていない。

3 対策

- 災対統括部における災害対策活動体制の見直しや部門間調整を行い、一体的な災害対策が実行可能な体制を構築する。
- 大規模災害時には災害対策本部内に受援に関する班を設置し、応援が必要となる業務の整理及び応援の申出を受ける窓口を明確にする。ただし、応援要請や受入等の受援業務については、応援を受け入れる各班において主体的に実施することとし、受援に関する班は全体の調整を行うこととする。
- 災害対策における中枢機能となる災対統括部統括班により強い中枢機能を持たせるため、重要な非常時優先業務を担う班からのサポート体制を強化する。
- 迅速かつ適切な職員の参集による早期の初動態勢の確保を目指し、マニュアルの整備や訓練等を通じて職員及び各所属組織における初動対応の習熟を図る。
- 避難所指定参集職員や医療救護所参集職員に関しては、参集場所の指定について、定期的に更新し、その周知徹底を図る。
- 全職員を対象とした参集予測を定期的（年1回程度）に実施し、その結果の周知を図る。また、これを踏まえて各部課において初動態勢のあり方や、職員間の応援の要否等、業務継続推進体制を検討する。

第2節 指揮命令系統の確立

震災発生時は、「渋谷区震災対策総合条例」及び「渋谷区震災対策総合条例施行規則」で定めるところにより非常時優先業務を遂行することになるが、指揮命令系統を確立し、責任者が不在の場合でも迅速かつ適切に意思決定ができるよう、平常時にあらかじめ事案決定の代行順序を定めておく必要がある。

1 現状

渋谷区災害対策本部においては、区本部長が本部を総括し、本部の職員を指揮監督する。

本部長に事故がある時には、副区長、教育長、危機管理対策監の順序により、その職務を代理する。

各部長は、本部員として本部長の命を受け、分掌事務を所掌する。

なお、休日・夜間等の執務時間外の震災発生時に、本部員である部長が参集するまでの間、各部に所属する課長級以上の職員のうちで既に参集している者の中から、本部員代理者を指定する。

本部員代理者は、災害対策本部の決定事項や方針に基づき、本部員が参集するまでの間、部内職員を指揮する。

2 課題

- 幹部職員の3割程度が登庁までに1日以上必要となることが想定される。そのため、災害発生時の初動期に指揮命令系統の確立に混乱が生じる可能性がある。
- 災害初動期の部門間調整や応急業務の連携において迅速かつ適切に意思決定ができるよう、災対各部ごとに長を設定し、また代行順位を決定しておくことが望まれる。

3 対策

- 指揮命令系統の確保のため、必要最低限の人数の幹部職員を待機指定職員（防災住宅職員）とすることを検討する。
- 非常時優先業務の指揮命令は、原則として当該業務の決定権者が行うものとするが、決定権者の不在や事故が発生する場合を想定し、表4.1のとおり、災対各部の担当ごとに事案決定の代行順序を定め、災害発生時の指揮命令系統を確立する。
- 災対各部の指揮命令の代行順位としては表4.2のとおりとし、災害発生時の指揮命令系統を明確にする。

表-4.1 (1) 災对各部担当別の職務代行順位

職務代行の対象者	職務代行の順位					備考
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	
災害対策本部長 (区長)	副区長	副区長	教育長	危機管理 対策監	総務部長	
災対統括部[統括担当] (危機管理対策部長)	防災課長	帰宅困難者 対策担当課 長	安全対策 課長			
災対統括部[庶務担当] (総務部長)	総務課長	文書課長	職員課長	副参事 (調整担当 課長)	男女平等・ ダイバーシ ティ推進 担当課長	※庶務・輸送班、 従事員班に関 すること
災対統括部[庶務担当] (施設整備担当部長) (庁舎総合対策部長)	施設整備 課長	庁舎建設 室長	庁舎プロジ ェクト推進 担当課長			※区有施設班に 関すること
災対統括部 [情報財務担当] (経営企画部長)	広報コミュ ニケーション 課長	副参事 (広報プロ モーション 推進担当課 長)				※広報広聴班に 関すること
災対統括部 [情報・財務担当] (情報戦略担当部長)	システム 運用課長	ICT 戦略 担当課長	システム 開発担当 課長			※システム対策 班に関するこ と
災対統括部 [情報・財務担当] (経営企画部長) (会計管理者)	経営企画 課長	財政課長	経理課長	基本構想推 進担当課長	副参事 (公共施設 総合管理 担当課長)	※財務班に関す ること
災対統括部 [ボランティア担当] (文化・都市交流担当 部長) (オリンピック・パラ リンピック担当部長)	文化振興 課長	オリンピッ ク・パラリ ンピック推 進課長				
災対統括部 [物資担当] (監査委員事務局長)	監査委員事 務局次長					
災対統括部 [給水担当] (選挙管理委員会事務 局長)	選挙管理委 員会事務局 次長					
災対統括部 [区議会担当] (区議会事務局長)	区議会事務 局次長					
災対被災支援部 [地域担当] (区民部長)	地域振興 課長	住民戸籍 課長	税務課長	国民健康 保険課長	商工観光 課長	
災対被災支援部 [教育・避難所担当] (教育振興部長) (生涯学習・スポーツ 振興部長)	庶務課長	生涯学習 振興課長	学務課長	指導室長	スポーツ 振興課長	

表-4.1 (2) 災对各部担当別の職務代行順位

職務代行の対象者	職務代行の順位					備考
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	
災対福祉部 [再建支援・災害時要援 護者担当] (福祉部長)	福祉部 管理課長	高齢者福祉 課長	介護保険 課長	障害者福祉 課長	生活福祉 課長	
災対福祉部 [保健担当] (健康推進部長兼 保健所長)	生活衛生 課長	地域保健 課長	恵比寿保健 相談所長	幡ヶ谷保健 相談所長		
災対福祉部 [子供担当] (子ども家庭部長) (子ども総合支援 センター長)	保育課長	保育施設 緊急整備 担当課長	子ども青少 年課長	子ども家庭 支援センタ ー所長	子ども発達 相談センタ ー所長	
災対建設部 [都市整備担当] (都市整備部長) (渋谷駅周辺整備担当 部長)	都市計画 課長	まちづくり 課長	建築課長	渋谷駅周辺 整備課長	環境保全 課長	
災対建設部 [土木担当] (土木清掃部長)	土木清掃部 管理課長	道路課長	緑と水・ 公園課長	公園プロジ ェクト推進 担当課長	交通政策 担当課長	※道路・土木施 設班、がれき 処理班に関す ること
災対建設部 [清掃担当] (清掃担当部長)	清掃リサイ クル課長					※ごみ処理班、 震災犠牲者班 に関すること

「各災害対策班の班長が未参集・不在の場合の代行」として、庶務担当係長、担当係長、係員の順により、当該災害対策各部の中で、原則として組織順により、順々に次席の要員から充当するものとする。

表-4.2 災对各部の職務代行順位

災对各部	職務代行の順位				備考
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	
災対統括部	危機管理対策 部長	総務部長	経営企画部長	庁舎総合対策 部長	
災対被災支援部	区民部長	教育振興部長	生涯学習・スポ ーツ振興部長		
災対福祉部	福祉部長	健康推進部長 兼保健所長	子ども家庭 部長		
災対建設部	土木清掃部長	都市整備部長	清掃担当部長		

第3節 必要な人員態勢の確保

1 現状

休日・夜間等の執務時間外に震災が発生した場合、自宅から職員が参集することとなるが、3時間以内に参集可能な職員は257人（約14%）、12時間以内に参集可能な職員は983人（約53%）、24時間以内に参集可能な職員は1,240人（約66%）となっている。

職員の居住地は、関東の広域に広がっており、鉄道等の公共機関が機能停止した場合、災害対策本部までたどり着けない職員（幹部職員を含む）の発生が懸念される。

2 課題

- 勤務時間外に大規模地震等が発災した場合、職員の参集には一定時間を要する。また、参集は被災状況にも左右されることから、必ずしも予測通りの参集は見込めない。
- 大規模地震となった場合、橋梁の不通や自宅から参集場所まで遠距離であることから、災害初動期に30%~40%の職員は参集が遅れる可能性がある。
- 被災直後の職員参集状況は、各部課間でバラツキがあり、参集人数の多い部課、少ない部課が生じる。
- 災対統括部、災対被災支援部・災対建設部は、発災後3日経過まで、非常時優先業務に必要な人数に対して参集職員数が不足する状況となることが想定される。
- 自宅や職員自身及び職員の家族等が被災すると、参集できなくなる可能性が高くなる。

3 対策

- 迅速かつ適切な職員の参集による早期の初動態勢の確保を目指し、訓練等を通じて職員及び各所属組織における初動対応における習熟を図る。
- 大規模災害時においても、災害対策本部の中核となる統括班の機能を確保するため、災対統括部の統括担当、庶務担当、情報・財務担当を同じ場所で互いの職務を共有しながら、災害対策本部の運営を行う。
- 全職員を対象とした参集予測を定期的（年1回程度）に実施し、その結果の周知を図る。また、これを踏まえて各部課における初動態勢のあり方や、部門間調整による職員間の時限的応援等、業務継続推進体制を検討する。
- 確実に職員が参集できるよう、自宅の耐震化や室内の安全確保対策、自宅での食料・飲料の備蓄に努めるよう、対策の周知徹底を図る。

第4節 情報収集・伝達体制

被災状況等の災害関連情報の収集・伝達は、応急対策等の具体的な活動を展開する上で欠かせない。また、区民に災害関連情報を確実に伝達することが、被害の軽減にもつながるため、発災時に機能する通信網を確保していく必要がある。

1 現状

- 「防災情報システム」を導入し、大量の被害情報を円滑に処理し、即時に集約・整理を実行する環境を構築している。
- 災害時における防災拠点間の信頼性の高い連絡手段として「防災行政無線のデジタル化」を実施した。これにより、双方向通信、メール・画像・FAX送信が可能となっている。
- 平成24年に区内各所の無線による屋外放送設備のデジタル化を図り整備したほか、地域団体等に戸別無線機を配備した。
 - 固定局 1局（防災センター、本庁の双方で発信可能）
 - 屋外拡声子局（放送塔） 84局（区内全域に整備）
 - 屋内子局（戸別受信機） 162局（自主防災組織、消防団、避難所、出張所に配備）
- 災害発生時に電話等の通信回線が機能しない場合を想定し、平成24年に災害対策本部と区施設、区有車両、防災関係団体等の無線局をデジタル化して整備した。
 - 基地局 2局 / 陸上移動局 162局 / 半固定局 49局
 - 携帯局 113局 / 車載移動局 5局
- 区民向けの災害関連情報の発信としては、防災メール、緊急速報メール、ホームページ、防災ポータルサイト、Twitter、Yahoo等を介して実施している。

2 課題

- 災対各部・班からの情報収集・整理は統括班が行うが、大量の情報を整理・入力する人員が不足する可能性がある。
- 通信施設自体の被災、通信の輻輳・規制の影響により、情報伝達に影響を及ぼす可能性がある。

3 対策

- 重要な情報を扱う災対各部・班については、情報を集約・整理する人員を災害対策本部内に置き、情報集約できる環境を構築する。
- 通信の確保ができない場合を想定し、区職員が直接情報連絡を取ることができるよう、連絡用自転車（アシスト付・ノーパンクタイヤ等）を災害対策本部、出張所、防災職員住宅、避難所等に配備する。

第5節 職員の安否確認

1 現状

震度5弱以上の地震が渋谷区内で観測された場合、職員安全・安心メールが自動配信される。職員は、安否情報・参集状況等をメールにて報告する。

従事員班は、全職員の参集状況・参集見込を集計するとともに、災害対策本部へ定期的に報告を行う。

また、各災対部・班においても職員の参集状況等を把握するとともに、安否不明職員の確認作業を行う。

発災後、参集した職員は、職員システムに登庁したことを入力する。

2 課題

○携帯電話のアドレスが登録されている場合、メールの送信遅延が発生し、被災状況を確認しきれない場合や時間がかかるおそれがある。

○メールアドレスの登録内容は、登録したアドレスから変更されている場合や使用頻度が低いアドレスが登録されている場合もあることから、職員に届かない場合や、確認が遅くなる場合がある。

3 対策

○職員安全・安心メールの訓練を年1回以上実施し、操作方法の習熟、変更されたメールアドレスの確認・更新を行う。

○職員安全・安心メールだけに頼らない、多様な手段による安否確認方法を確立する（SNSを利用した安否確認情報の発信等）。

4 職員の家族の安否確認

災害の発生が執務時間内の場合、職員は各職場において非常時優先業務に従事することとなる。職員が、業務に専念するためには、職員の家族の安否や自宅の被害状況等の最新情報を該当職員が知ることが重要となる。

そのためには、平常時から職員の家族間で災害用伝言ダイヤルや、メールによる連絡方法を確認・共有しておくとともに、操作方法を習熟しておくことが大切となる。

また、職種や部局によっては、一刻の猶予もなく、たとえ家族との連絡がとれない状態であっても、非常時優先業務に従事しなければならない状況が想定される。これら職員に対しては、従事員班が主となり、別の職員が代わって当該職員の家族の安否確認等を行い本人に伝える体制の整備を検討する必要もある。

第5章 非常時優先業務の執務環境の確保

非常時優先業務を滞りなく遂行するためには、人員体制、庁舎設備、通信設備、情報システム、備蓄等に関して事前の準備を整えておく必要がある。例えば、人員体制を強化するためには、第3章で整理した各部の非常時優先業務に順位を設定し、業務が集中する部をバックアップする体制の構築が必要となる。

本章では、職員参集に関すること、非常時優先業務に関することをもとに、地震災害時における業務継続上の課題と対応方針を整理した。

第1節 必要な資源の確保のための課題及び対応の方向性

1 庁舎に関すること

＜必要資源の確保に係る現状＞

渋谷区役所仮庁舎及び各出張所建物の耐震性能について表-5.1に示す。

耐震改修促進法等では、建物の構造体は耐震数値である I_s 値が 0.6 以上であることを安全性の判断基準として挙げている。また、建築非構造部材は災害応急対策もしくは危険物の管理への支障となる損傷または移動しないものであることが求められ、建築設備は損傷または移動による被害が拡大しないものであるとともに、必要な建築設備の機能を直ちに発揮し、かつ相当期間維持することができるものであることが求められる。

初台区民施設、本町区民施設の建物は現行の耐震基準を満たしておらず、本計画で想定する震度6弱から6強程度の地震が発生した場合、使用できない程度の損傷を被る可能性がある。

その他の建物は、新耐震基準もしくは補強済みの建物であり、庁舎の建物全体に及ぶような壊滅的な被害が発生する可能性は低いと評価でき、被災後の庁舎の利用についてはほぼ支障は生じないと考える。

ただし、屋内において窓ガラスや壁、天井の崩落等を予防するため、日常的な点検を行うとともに、必要に応じて非構造部材においても耐震化することが望ましい。

表-5.1 (1) 渋谷区内庁舎・出張所等の耐震性能の概要

施設	想定震度	構造	完成年	階数 地上/地下	耐震性能
渋谷区役所新庁舎	6強	SRC造	平成30年	15 / 2	新耐震
渋谷区役所仮庁舎第一庁舎	6強	S造(I類)	平成27年	3 / 1	新耐震
渋谷区役所仮庁舎第二庁舎	6強	S造(II類)	平成27年	2 / 0	新耐震
渋谷区役所仮庁舎第三庁舎	6強	S造(II類)	平成27年	3 / 0	新耐震
渋谷区役所仮庁舎渡り廊下	6強	S造(III類)	平成27年	2 / 0	新耐震
神南分庁舎	6強	RC造	昭和42年	3 / 0	補強済

表-5.1 (2) 渋谷区内庁舎・出張所等の耐震性能の概要

施設	想定震度	構造	完成年	階数 地上/地下	耐震性能
駅前氷川分庁舎 区民サービスセンター (渋谷ヒカリエ8階)	6強	CFT造	平成24年	34 / 4	新耐震
美竹分庁舎(清掃事務所)	6強	RC造	平成11年	7 / 2	新耐震
新橋出張所 (新橋区民複合施設)	6弱	RC造	平成22年	8 / 1	新耐震
恵比寿駅前出張所	6弱	RC造	平成21年	1 / 1	新耐震
上原出張所(上原区民施設)	6強	RC造	昭和43年	4 / 0	補強済
西原出張所 (西原区民複合施設)	6強	RC造	平成22年	4 / 1	新耐震
初台出張所(初台区民施設)	6強	RC造	昭和36年	4 / 0	未耐震
本町出張所(本町区民施設)	6弱	RC造・S造	昭和38年	4 / 0	一部未耐震
笹塚出張所(笹塚区民施設)	6強	RC造	昭和50年	4 / 1	補強済
千駄ヶ谷出張所 (千駄ヶ谷北参道施設)	6弱	RC造	平成29年	2 / 0	新耐震
神宮前出張所 (神宮前区民施設)	6弱	RC造	昭和44年	0 / 0	補強済
神宮前土木事務所	6弱	SRC造	平成9年	8 / 1	新耐震
幡ヶ谷土木事務所	6強	S造	平成7年	2 / 0	新耐震
大山資材倉庫	6強	S造・RC造	昭和53年 平成12年	2 / 1	補強不要 新耐震
清掃事務所宇田川分室	6弱	S造	平成12年	5 / 0	新耐震

<課題>

災害対策活動の拠点となる区役所仮庁舎・分庁舎・出張所・区民サービスセンター、避難所となる区立小・中学校は、地震による揺れ、液状化、がけ崩れ等の影響を受けず、災害対策活動に支障を来さないことが重要となる。また、幼い命を預かる保育園についても、建物倒壊による人的被害等を予防するため、耐震化対策が重要となる。

<方向性>

- 耐震診断、補強等の実施
- 代替施設の検討、確保
- 新庁舎における免震装置や施設内設備の地震対策による庁舎機能の確保

2 電力に関すること

<必要資源の確保に係る現状>

東京都湾北部地震による被害想定では、渋谷区内の停電率を27.9%、復旧までの日数を最大7日と想定している。庁舎等の主要な公的施設は、優先的な復旧が期待されるものの、火災延焼等によって送電網が被害を受けた場合には、復旧に時間を要する可能性もあることから、電力の確保対策は重要となる。

区役所仮庁舎、各出張所等には表-5.2のとおり非常用発電機、燃料を設置、備蓄している。また、電気設備の復旧については渋谷区災害電設協力会と、燃料確保については東京都石油商業組合渋谷支部と災害時協定を結び、早期復旧及び確保に努めている。

表-5.2 渋谷区内庁舎・出張所等の発電機・備蓄燃料の概要

建物名称	所管課	発電機・燃料				特記事項
		発電機有無	発電機台数	燃料有無	燃料備蓄量(L)(本数)	
渋谷区役所 仮庁舎	計	有	2	有	7400ℓ	
	総務部経理課	有	1	有	4950ℓ	第一庁舎 地下タンク 4,000ℓ、補助タンク 950ℓ、軽油、発電量 300kVA、運転可能時間 77 時間以上
	総務部経理課	有	1	有	2450ℓ	第二・三庁舎 地下タンク 1,500ℓ、補助タンク 950ℓ、軽油、発電量 130kVA、運転可能時間 84 時間以上
神南分庁舎	都市整備部 環境保全課	無	—	無	—	
駅前氷川分庁舎	危機管理対策部 防災課	有	1	有	1800ℓ	燃料備蓄 1,800 リットル 72 時間程度稼働可能
美竹分庁舎	清掃リサイクル課	有	1	無	—	
新橋出張所	区民部地域振興課 新橋出張所	有	1	有	107 本	カセット式ガス発電機 1 台 カセットボンベ 107 本
恵比寿駅前 出張所	区民部地域振興課	有	1	有	108 本	カセット式ガス発電機 1 台 カセットボンベ 108 本
上原区民施設	区民部地域振興課 上原出張所	有	1	有	36 本	カセット式ガス発電機 1 台 カセットボンベ 36 本
西原区民 複合施設	区民部地域振興課	有	1	有	2 本	カセット式ガス発電機 1 台 カセットボンベ 2 本
初台区民施設	区民部地域振興課	有	1	有	108 本	カセット式ガス発電機 1 台 カセットボンベ 108 本
本町区民施設	区民部地域振興課	有	1	有	100 本	カセット式ガス発電機 1 台 カセットボンベ 100 本
笹塚区民施設	区民部地域振興課	有	1	有	—	
千駄ヶ谷出張所	区民部地域振興課	有	1	有	99 本	カセット式ガス発電機 1 台 カセットボンベ 99 本
神宮前出張所	区民部地域振興課	無	—	無	—	
神宮前 土木事務所	計	有	8	有	20ℓ/36 本	
	土木清掃部道路課	有	6	無	0ℓ	業務用ガソリン発電機 6 台 ガソリン 0ℓ (備蓄なし)
	土木清掃部道路課	有	1	有	36 本	カセット式ガス発電機 1 台 カセットボンベ 36 本
幡ヶ谷 土木事務所	計	有	5	有	3 本	
	土木清掃部道路課	有	1	有	36 本	カセット式ガス発電機 1 台 カセットボンベ 36 本
	土木清掃部道路課	有	4	有	—	業務用ガソリン発電機 4 台
大山資材倉庫	土木清掃部道路課	無	—	無	—	
清掃事務所 宇田川分室	土木清掃部 清掃リサイクル課	無	—	無	—	

<課題>

電力が停止すると、以下の事態が発生することが想定され、災害対策全般だけでなく、区役所としての機能維持にも影響を与える可能性がある。

- 各業務システムが利用できないことにより業務効率が低下する
- 電話やインターネット等の通信が使用できなくなる
- 庁舎等の受水槽から送水できなくなる（飲料水等の供給停止・トイレの停止）
- 冷暖房設備が使用できなくなる
- 停電発生時に備え自家発電設備を設置しているものの、下水道終末処理場等の施設が稼働できなくなる

このように、電力供給の停止は、区役所が行う多くの業務に影響を与える。震度6強以上の地震が発生する想定のもと、事前に準備しておくべき対策を検討しておく必要がある。

また、分庁舎・出張所・区民施設に備蓄している発電機は、カセットボンベ式小型発電機のみで備蓄となっている。パソコンやプリンター等を使用するための十分な電力量を賄うことは難しいことから、非常時優先業務を実施する際に支障となる可能性が高い。

<方向性>

- 出張所への出力性の高い非常用電力機器の確保（※燃料、冷却水等の確保も考慮）
- 確保可能な非常用電力量の配分方法の検討
- 持続的な燃料確保
- 庁舎、出張所への太陽光発電設備の設置
- 電力が使用できない状況であっても、情報収集・整理が可能な紙様式や大判模造紙の備蓄

3 電話に関すること

<必要資源の確保に係る現状>

仮庁舎に設置されている電話交換機室の耐震性能は、電話設備機器の耐震クラスがSクラス、庁舎建物の構造体がI類であり、災害時の拠点となる施設に対し被災後も運用が必要な危機に対して適用する最高クラスの耐震措置を施している。電源対応についても、非常用発電機による電源供給により、77時間以上は機能継続可能となっている。仮庁舎では、教育振興部（指導室）及び土木清掃部道路課に災害時優先電話が設置されている。

災害対策本部が設置される渋谷ヒカリエには、災害時優先電話が6回線設置されている。また、神南分庁舎及び清掃事務所宇田川分室を除く分庁舎・出張所には災害時優先電話が設置されている。

<課題>

地域の電話回線が利用可能であっても、庁舎内に設置している交換機の転倒、故障及び電源の喪失等により、電話が使用不能となる可能性がある。災害時には被災地内

での電話が集中し、固定電話や携帯電話（通話）は使用できなくなるおそれもある。近年、急速に普及が進んでいる I P 電話は、通常の電話回線と異なるルートのため、輻輳の影響は受けないが、停電発生時には利用できなくなる。

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するための重要通信を確保するために、「災害時優先電話」をあらかじめ指定することができる。「災害時優先電話」に指定された回線については、災害時に輻輳して受発信が統制された場合でも、優先的な発信が可能となる。災害対策本部や地域活動拠点となる支所、避難所、都、警察・消防等の関係機関との連絡、区長や指揮系統の管理職との連絡は重要である。区では、災害時優先電話を確保しているが、災害時優先電話の確保状況を把握し、常に連絡がとれる体制にしておくことが重要である。ただし、大規模災害時には他の災害時優先電話も利用されることが想定され、東日本大震災では災害時優先電話もつながりにくい事象が生じた。

携帯電話のメール機能は、平成 16 年新潟県中越地震において、固定電話、携帯電話（通話）と比較して有効であった。しかし、メール送信件数が増大すると、サーバからの送信遅延が発生する可能性がある。

また現在、台数は少なくなったが、公衆電話も有効とされる。公衆電話は、通信規制の対象外として優先的に取り扱われる。また電話回線を通じて電力の供給を受けているため、停電時でも電話をかけることが可能である。職員の安否確認や参集状況の把握、部課内での緊急連絡等、災害時における使用用途の検討が必要である。

<方向性>

- 電話交換機の転倒防止対策等
- 移動型防災無線等の移動系無線通信の充実
- 継続的な機器の使用訓練の実施

4 通信に関すること

<必要資源の確保に係る現状>

災害時の主な情報通信回線及び機器は、次のとおりである。

表-5.3 (1) 災害時の主な情報通信回線及び機器

回 線	機 器	概 要
電話回線	内線・外線電話	通常の内線・外線電話
	F A X	通常の情報回線を用いた F A X
	災害時優先電話	(設置箇所)
光ケーブル回線	インターネット P C	庁内メール、各種業務システム等、日常業務で使用する回線
携帯電話回線	NTT docomo	災害時優先電話指定あり
区防災行政無線	固定系防災行政無線 (戸別受信機)	固定局 1 局 (防災センター、本庁の双方で発信可能) 屋外拡声子局 (放送塔) 84 局 (区内全域に整備) 屋内子局 (戸別受信機) 162 局 (自主防災組織、消防団、避難所、出張所に配備)

表-5.3 (2) 災害時の主な情報通信回線及び機器

回 線	機 器	概 要
区防災行政無線	移動系防災行政無線	基 地 局 2 局 (本部／せせらぎ)
		陸上移動局 162 局 (F A X 含む)
		半固定局 49 局
		携帯局 113 局
		車載移動局 5 局
都防災行政無線	都無線電話	都、他区市との通話が可能 区の内線電話からの通話も可能 都総合防災部と区防災課のホットライン
	都無線 F A X	都、他区市との F A X が可能
	都テレビ会議システム	都、他区市と、映像＋音声による交信
	東京都防災システム用端末機	東京都防災システムで都に被害報告する 各種情報の閲覧、メール送受信も可能
	バックアップ用無線	都多重無線が使用不可能となった場合に使用する

災害時における電気設備の早期復旧に備え、協定（災害時における電気設備の復旧業務の協力に関する協定）を渋谷区災害電設協力会と締結している。

<課題>

情報通信は震災時の情報連絡に不可欠な資源であり、インターネットや防災行政無線等の確保等、総合的に情報通信手段を確保することが必要となる。

災害対策本部が設置される渋谷ヒカリエにおいては、サーバの転倒防止やデータのバックアップ、非常用電源からの独自電源確保（燃料を含む）等の対策が取られているため、システムが長期に渡って停止するような被害はないものと想定する。

また、仮庁舎にあるサーバールームにおいては、サーバの転倒防止やデータのバックアップ、非常用電源対策（燃料を含む）が取られているため、こちらもシステムが長期に渡って停止するような被害はないものと想定する。

一方、機器等ハードの被害に関わらず、地震の揺れ等で不具合が発生した場合のメンテナンス等については、業者が常駐しているシステムもあるが、復旧時期については不明瞭であるため、復旧まで数日程度の期間を要することを想定しておく必要がある。

区内に9箇所ある出張所は、地域の情報収集・発信の拠点となることから、どのような状況になっても、災害対策本部と連絡を取ることを可能にすべきである。

<方向性>

- サーバの転倒防止やデータのバックアップの確実な実施
- メンテナンス事業者との平常時及び非常時対応についての手順及び対応の確認
- 出張所等との連絡が途絶えた場合に備えた様々な手段の検討（衛星携帯電話、移動型防災無線の利用等）

5 情報システム・重要な行政データに関すること

<必要資源の確保に係る現状>

庁舎内に設置しているサーバ室においては、ガラス飛散防止対策及び什器類の転倒防止措置がすべて行われており、地震による什器の損傷の可能性は低くなっている。また、庁舎外に設置している住民基本情報システムについても、ガラス飛散防止対策及び什器類の転倒防止措置、非常用発電機の設置等の対策が行われている。

一方、執務室内に設置されているコンピューターの転倒防止対策は一部にとどまっております。落下・転倒による職員の負傷や避難への支障、データの損傷による業務中断のおそれがある。また、災害時に電力供給不足あるいは故障等により空調設備が停止した場合、一部の情報システム機器が高熱状態に陥り、正常に動作しなくなる可能性がある。

<課題>

住民情報・税関連等の情報資産を扱っているコンピューターが設置されている建物は、揺れにより倒壊することを防がなくてはならない。室内においても、サーバマシン等の転倒・転落について対策を行い、電力が安定的に供給され、冷却装置も稼働し続けるようにしなくてはならない。いかなることが発生しても、重要データを保全できるよう万全の対策を講じる必要がある。

個々のコンピューターについても、強烈的な揺れに見舞われると、転落等に伴うハードディスクの損傷により、格納していた重要データが失われるおそれがある。通常業務で使用している文書や図面等のデータが失われると、応急復旧活動の着手が遅れる可能性が高くなる。

同一の地震災害で被災しない遠隔地に、バックアップデータを保管するという方法もある。停電等によりコンピューターが使用できなくなる可能性や電子データが損傷した場合を考慮し、紙媒体による保持を行うことにも留意が必要と考えられる。

このような情報技術に長けた職員、あるいは重要データの内容を理解している職員を増やすことも重要である。情報技術や重要データを理解している職員が少ないと、その職員が参集できなかった場合、初動期の対応が遅れるおそれがある。

ICT利用部門においては、東日本大震災の後に見直された「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）策定に関するガイドライン」を参考に、情報システムや重要データの保全に関する取組を推進する必要がある。また万が一に備え、情報システムに頼らずに業務に当たるという方法もある。

<方向性>

- 非常時優先業務に必要なデータ・記録等の保護及びバックアップ準備
- 発災時に利用が想定できるシステム等の優先度（重要度）に応じた電源の確保
- サーバ等の転落・転倒対策等の実施

6 執務環境に関すること

<必要資源の確保に係る現状>

区では、庁舎及び出張所等の区有施設において備品等什器類の転倒防止、ガラスの飛散防止措置対策を進めている。

一般什器類の転倒防止対策は、対策が進んでいるが、一部未対策の庁舎・出張所があることから、引き続き什器類の転倒防止対策を行う必要がある。

机上のコンピューターの落下防止対策は、一部部署にて進められているものの、多くの部署で未対応となっている。

ガラスの飛散防止措置対策は、仮庁舎を含め未対策施設が多数存在している。

<課題>

強烈な揺れにより、地震対策を行っていない棚が倒れ、机上や引き出しの書類等が散乱する。机上のコンピューターは、転倒・転落等により破損するおそれがある。出入口（非常口）付近の什器は、転倒時に人の出入りを妨げる可能性がある。

休日・夜間に参集した際、最初の作業が散乱した什器等の片づけであることが多い。事前に地震対策を施すことにより、特に「直ちに（1時間以内）」からの早急な対応が要求される業務に速やかに着手できる。

<方向性>

- オフィス什器の転倒・落下防止対策の実施
- オフィス什器等の配置換えの検討（通路の確保）
- 書架等の扉開放防止対策の実施
- ガラスの落下・飛散防止措置の実施

7 トイレに関すること

<必要資源の確保に係る現状>

区は、上水道の断水時に備えて、災害時に避難所となる施設において、排泄物を下水道本管に直接流す仕組みの仮設トイレであるマンホールトイレの整備を計画的に進めている。

職員用のトイレについては、福祉施設を中心に排便収納袋（携帯トイレ）や便器取付けタイプの携帯トイレの整備を行っているものの、職員数に対しての備蓄量は少ない状況である。

<課題>

トイレが使用できない状態が継続すると、職員の健康を損ね、業務の遂行に影響が及ぶ。震度6強以上の地震に見舞われた場合、どれくらいの期間、トイレが使用できなくなるかの想定が必要となる。

建物や設備が揺れにより被災した場合は使用不能となる。また、ポンプやセンサーは、停電になると使用できなくなる。災害対策本部を設置する渋谷ヒカリエでは、ビル内のトイレは使用できない可能性があり、多くの職員が災害初期から集まることから対策を検討しておく必要がある。また、使用済みの排便収納袋については、廃棄処理を行うまでの一時保管場所や廃棄方法についても課題となる。

非水洗トイレ（汲み取り式）の場合は、地震発生からどの程度の時間が経過した後から処理業者の対応が可能となるか、あらかじめ調整する必要がある。

仮設トイレの組み立てについては、内閣府の調査によると、以下に示す時間を要することがわかっている。

- 初心者で取扱説明書を読みながらの場合 約 30分～60分
- 技術者等の指導下、または慣れている職員の場合 約 5分～20分

平成7年の阪神・淡路大震災以降、マンホール型トイレが普及するようになった。今後、庁内や出張所等の敷地で必要になると考えられる。

<方向性>

- 排便収納袋（携帯トイレ）・便器取付けタイプの携帯トイレの等の更なる整備
- 仮設トイレ組み立て訓練の実施
- マンホール型トイレの追加設置の検討
- トイレに関する災害時協定の締結の推進（機材レンタル事業者等）

8 飲料水・食料等（職員用）に関すること

<必要資源の確保に係る現状>

職員用の飲料水及び食料については、全職員の3日分の備蓄を進めており、平成28年度中に配備を行った。

また、勤務の長期化に備えて、毛布・寝袋の備蓄も進めているが、職員数に対しては十分な量となっていない。

<課題>

「渋谷区地域防災計画（地震災害対策編）」において、発災直後には公的な支援が行き届かない可能性があることから、区民・事業所等には最低3日分の飲料水・食料等の備蓄を促している。

上水道の供給が停止し、食料の入手も困難となる中でも、職員は災害対策を行わなければならない。当然、職員にも飲料水・食料のニーズが発生する。これらをあらかじめ備蓄するか、これらの調達先を確実にしておかないと、災害時には飲料水不足、食料不足の中で多忙な時間を過ごすこととなる。平成16年新潟県中越地震の際、被災区民向けには近隣の調理施設等を用いた炊き出しの実施と配送が行われたものの、職員向けには、地震の翌日、職員1人当たりペットボトルの水1本と菓子パン1個だったという事例がある。

また、東日本大震災の対応の教訓から、災害時における職員用の寝具（毛布等）の配布や調達方法を確立する必要性も指摘されている。

いずれにしても、区が行う災害対策活動に支障が生じないように、職員の健康管理も重要な課題の一つとなる。

<方向性>

- 勤務時間外に参集する際には、必要な物資を持参
- 職員用の備蓄の準備と、職員向けの食料調達方法を確立（特に4日目以降）
- 備蓄している飲料水及び食料の保存年限に応じた定期的な入れ替え

9 車両に関すること

<必要資源の確保に係る現状>

区が所有する自動車は、次のとおりである。

表-5.4 区所有の車両一覧

車の種類	保管場所	台数	燃料	所管部署
軽自動車（乗用）	渋谷ヒカリエ駐車場	1	ガソリン	危機管理対策部防災課
軽自動車（貨物）	公共駐車場地下1階	1	ガソリン	危機管理対策部防災課
乗用車		6	ガソリン	総務部総務課
ミニバン		3	ガソリン	総務部総務課
ワンボックス		2	ガソリン	総務部総務課
マイクロバス		3	ガソリン	総務部総務課
軽自動車（乗用）	文化総合センター大和田	1	ガソリン	区民部文化総合センター大和田
軽自動車（貨物）		1	ガソリン	教育振興部学務課
軽自動車（貨物）		1	ガソリン	教育振興部庶務課
ミニバン	渋谷区立中央図書館	1	ガソリン	生涯学習・スポーツ振興部中央図書館
軽自動車（乗用）	渋谷区スポーツセンター	1	ガソリン	渋谷サービス公社（スポーツセンター）
軽自動車（貨物）	渋谷区スポーツセンター	1	ガソリン	
ワンボックス	渋谷区高齢者ケアセンター	4	ガソリン	福祉部高齢者福祉課（施設管理車両）
ミニバン	渋谷区高齢者ケアセンター	1	ガソリン	福祉部高齢者福祉課（施設管理車両）
軽自動車（乗用）	渋谷区高齢者ケアセンター	1	ガソリン	福祉部高齢者福祉課（施設管理車両）
乗用車	あやめの苑・代々木	1	ガソリン	福祉部高齢者福祉課（施設管理車両）
ワンボックス	あやめの苑・代々木	1	ガソリン	福祉部高齢者福祉課（施設管理車両）
車いす移動車	けやきの苑・西原	4	ガソリン	福祉部高齢者福祉課（施設管理車両）
ミニバン	けやきの苑・西原	1	ガソリン	福祉部高齢者福祉課（施設管理車両）
軽自動車（貨物）	総合ケアコミュニティせせらぎ	1	ガソリン	福祉部管理課福祉施設係
軽自動車（乗用）	美竹の丘・しぶや	1	ガソリン	渋谷区社会福祉事業団本部
軽自動車（貨物）		1	ガソリン	健康推進部地域保健課
軽自動車（乗用）		1	ガソリン	健康推進部生活衛生課
軽自動車（貨物）		1	ガソリン	健康推進部生活衛生課
軽自動車（乗用）	子ども発達相談センター	1	ガソリン	子ども家庭部子ども発達相談センター
軽自動車（貨物）		1	ガソリン	都市整備部まちづくり課
軽自動車（貨物）	区役所仮庁舎	3	ガソリン	土木清掃部道路課
高所作業車	区役所仮庁舎	1	ガソリン	土木清掃部道路課
軽自動車（貨物）	神宮前土木事務所	2	ガソリン	土木清掃部道路課
軽自動車（貨物）	幡ヶ谷土木事務所	2	ガソリン	土木清掃部道路課
軽自動車（貨物）	ふれあい植物センター	1	ガソリン	土木清掃部緑と水・公園課
軽自動車（貨物）	渋谷区清掃事務所	10	ガソリン	土木清掃部清掃リサイクル課
連絡車	渋谷区清掃事務所	5	ガソリン	土木清掃部清掃リサイクル課
清掃車	宇田川分室車庫	12	軽油	土木清掃部清掃リサイクル課
連絡車	宇田川分室車庫	1	ガソリン	土木清掃部清掃リサイクル課
学習車	宇田川分室車庫	1	LPG	土木清掃部清掃リサイクル課
軽自動車（貨物）	並木橋リサイクルセンター	1	ガソリン	土木清掃部清掃リサイクル課
	乗用車	7	ガソリン	
	ワンボックス・ミニバン	13	ガソリン	
	軽自動車（乗用）	7	ガソリン	
	軽自動車（貨物）	27	ガソリン	
	マイクロバス	3	ガソリン	
	車いす移動車	4	ガソリン	
	高所作業車	1	ガソリン	
	清掃車	12	軽油	
	学習車	1	LPG	
	連絡車	6	ガソリン	
	計	81		

燃料に関しては、東京都石油商業組合渋谷支部との間で、「災害時における石油類等の優先供給に関する協定」を締結している。

<課題>

災害時には、被害把握や応急復旧、物資輸送等を目的とした車両利用のニーズが高まる。庁内等にて利用可能な車両の台数を把握し、ガソリン・軽油等の燃料が滞りなく供給できる体制が必要となる。また、運転手の確保も必要となる。

車両の台数に制限がある場合には、どのような業務に対して優先的に車両を利用するかを判断する必要もある。地震発生直後の段階においては、非常用発電機用の燃料だけでなく、災害対策用車両のための燃料が必要となる。区役所ではガソリン携行缶を保管・管理しているが、燃料を入れた状態で指定数量以上の保管は消防法上できない。

<方向性>

- 大型車両や特殊車両等の運転手確保（複数人員）
- 災害対策車両用燃料の優先的確保
- LPガス自動車／電気自動車（EV・PHV）導入による燃料種類の分散または低燃費化

第6章 業務継続計画の推進等

第1節 業務継続計画の継続的改善のための体制づくり

本計画は、最初から完全なものが出来上がる訳ではなく、訓練、計画のテスト、実行等を通じてその問題点を洗い出し課題の検討を行い、是正すべきところを改善し計画を更新するという継続的改善により業務継続に係る対応力を向上させていくことが必要となる。

このため、業務継続の取り組みや計画の妥当性について、訓練やその他様々な機会をとらえて見直しを行う。

また、職員一人ひとりが適宜点検・改善を進める意識をもち、人事異動や業務プロセスの変更のたびに、業務継続上の問題がないか考え、必要な対応策（新たな連絡先の登録、業務代替担当者の確保・育成等）を講じることが重要となる。

第2節 職員への教育・訓練等

1 業務継続計画の理解・浸透

本計画を発動する大規模地震等の非常時には、本庁での全組織的な対応が必要となる。そのためには、全職員が業務継続の重要性や業務継続における各自の役割等を理解し、組織全体に浸透させておくことが重要である。

このため、本計画に関する説明会等による職員への説明や、各部課との情報共有、初動における行動等が記載された事務マニュアルの見直し等を行い、業務継続に係る理解・浸透を図るものとする。また、本庁の業務継続の実施に当たっては、出先機関や他区市町村等との連携も必要となることから、平常時から本庁の業務継続の考え方や計画の内容等を説明し、これらの関係機関への浸透も図ることとする。

2 対応力の向上

大規模地震等の非常時における本計画の発動に当たっては、本計画の理解・浸透と共に、計画どおり遂行するための対応力の向上も必要である。業務継続に対する理解を深め、対応力の向上を図るために、定期的に教育や訓練を実施する。また、業務継続計画には、実際に行動してみなければ発見が難しい問題点もあるため、本計画の問題点を発見するという観点からも、訓練等を実施することは大変有意義である。

研修・訓練等の例は表 6-1 のとおりであるが、定期的な業務継続計画の改定・見直しの必要性や、人事異動で業務継続における各職員の役割等が変わることを考慮し、定期的に各研修・訓練等を実施するものとする。

また、訓練等は本計画の課題抽出の観点もあるので、実施に当たっては実施時及び

終了時に、活動状況や問題点、優れていた点、情報を共有すべきその他の事項について記録をとるものとする。

さらに、参加者の意見等も非常に有益な情報であるため、第三者的な評価者の記録とともに参加者の意見等も記録し、それらの記録を参考に本計画の改定・見直しを図るものとする。

表 6.1 研修・訓練等の例

種類	内容	対象者
初動訓練	災害発生初期におけるそれぞれの役割と行動について周知	防災住宅入居者及び避難所・医療救護所参集職員等
図上訓練	災害対策本部及び各災対地区本部を迅速かつ円滑に運営できるように、あらゆる状況を想定した訓練	幹部職員・災害対策業務主要職員等
資機材操法訓練	備蓄している防災資機材の操作方法の習熟を図る訓練	防災住宅入居者及び避難所・医療救護所参集職員等
無線通信訓練	災害時の情報収集・伝達活動の決定的な重要性に鑑み、無線通信の操作手順の確認を図る訓練	幹部職員（警戒待機者）、通信手段担当者等
応急救護訓練	救命技能習得者の拡大	全職員
参集訓練	休日・夜間等の勤務時間外に大規模地震災害が発生し、自宅から指定場所へ徒歩で参集する場合に備え、経路及び所要時間の確認を各職員が実際に体験	全職員
データ関係の確認	重要記録・データ、情報システムの確認	データ・システム担当者
資源の確認 (自家用発電機の起動等)	計画発動時に使用する資機材・食料等の状況確認	資源管理の担当者
業務継続計画の定期的な確認	業務継続計画の説明、各部各課の非常時優先業務や職務代行等に係る確認	全職員
幹部職員を対象とした研修	業務継続計画発動時に実施すべきことの習熟	幹部職員
計画発動時の対応訓練・演習	班ごとの初動・応急活動	非常時優先業務の実施職員
代替施設の利用訓練	代替施設への移動・利用訓練	非常時優先業務の実施職員
応急危険度判定訓練	応急危険度判定模擬訓練、判定拠点運営訓練	区職員（応急危険度判定班、建築関係団体判定員、民間判定員）

第3節 点検・検証・見直し

国や都の動向、「渋谷区地域防災計画」の修正、訓練の検証結果等を踏まえ、必要に応じて計画の点検・見直しを行う。

実際に災害が発生した場合においても、対応経過等を記録として残し、その後の検証や計画見直しにつなげていく。

今後は、防災訓練や計画のテスト・実行等を通じて、その問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべきところは改善し、業務継続計画を更新するという PDCA サイクルによるスパイラルアップに努めることにより、業務継続力の向上を図っていく。

Plan（計画）	: BCP の策定、更新
Do（実施）	: 教育・訓練の実施、対策の実施
Check（評価）	: (訓練による) BCP の検証、課題や問題点の抽出
Act（改善）	: 改善案の作成、改善の実施

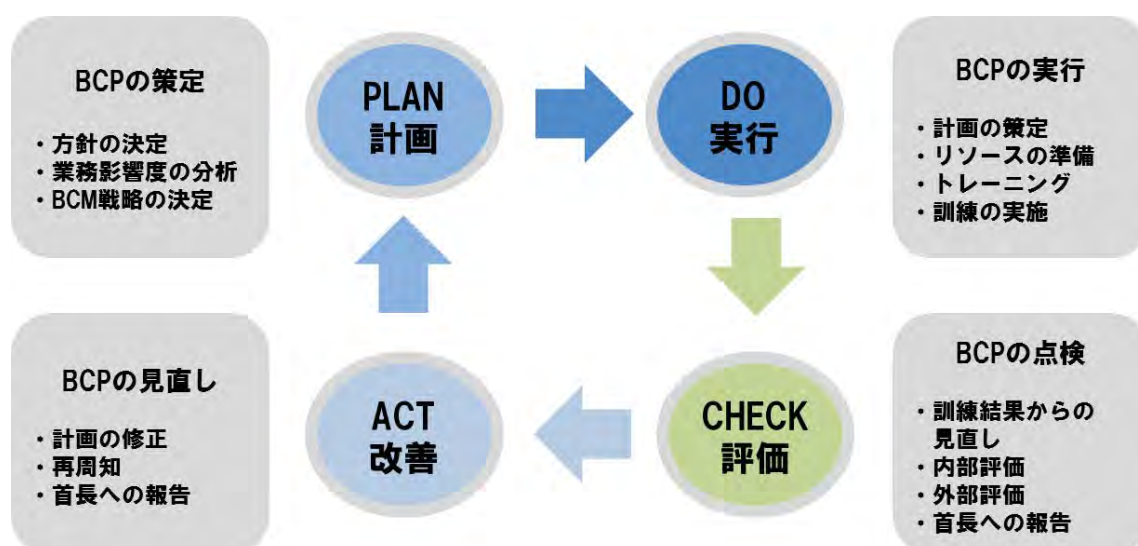


図 6.1 業務継続計画の PDCA サイクル

第4節 マニュアル等への展開

本計画は、ヒト、モノ、情報及びライフライン等の必要資源の確保を前提として、非常時優先業務の実行性を確保するための計画であり、非常時優先業務の選定や共通的な資源確保等を取りまとめた包括的な計画である。

個々の具体的な事案や事務事業について何をどうするか等の詳細については、各部・各課において「渋谷区災害時職員行動マニュアル」を作成、更新おくことが必要不可欠となる。

特に、震災では非常時優先業務の多くが応急対策業務であり、平常時の経験等の延長では対応できないものが多いため、業務処理手順（仕事の流れ）や重要ポイントを明らかにしておくことが重要となる。また、定期的な非常時優先業務の見直し、ヒアリング等を通じた非常時優先業務実施の課題共有及び部門間調整による協力体制の確立を行い、定期的なマニュアルの更新を行う。

第5節 復旧・復興業務

応急対策業務だけでなく復旧・復興業務や優先度の高い通常業務についても、ヒト、モノ、情報及びライフライン等の必要資源の制約を前提とした上で、どのような方法や手順等に対応すべきかを検討しておくことが求められる。

経営企画部、危機管理対策部、区民部、福祉部、都市整備部、土木清掃部で構成する復興準備室を組織し、連携して復旧・復興業務を進めていく。

<参考：復興業務>

時間	都市の復興	住宅の復興
～2ヶ月	<ul style="list-style-type: none">都市復興基本計画（骨子案）の策定都市復興基本方針の策定復興対象地区の設定	<ul style="list-style-type: none">公的住宅等の空き住戸の確保民間賃貸住宅の確保全体供給量の算定応急仮設住宅等の供給方針の策定
～3ヶ月	<ul style="list-style-type: none">建築制限（第二次）の実施時限的市街地の建設・運営	<ul style="list-style-type: none">応急仮設住宅の建設等
～6ヶ月	<ul style="list-style-type: none">復興まちづくり計画等の策定都市復興基本計画の策定	<ul style="list-style-type: none">公的住宅等の補修・補強